

**浪分けの論理 前篇**  
～文化論としての震災への対処～

小 林 健 彦

2014年2月

新潟産業大学経済学部紀要 第43号別刷

BULLETIN OF NIIGATA SANGYO UNIVERSITY  
FACULTY OF ECONOMICS

No.43 February 2014

# 浪分けの論理 前篇

～文化論としての震災への対処～

*Namiwake Logic avoiding a Tsunami as a Disaster*  
— First Part : Dealing with Earthquake Disasters as a Cultural Theory

小林 健彦  
Takehiko KOBAYASHI

## 要旨

日本列島の中では、文献史資料に依って確認を取ることが可能な古代以降の時期に限定してみても、幾多の自然災害—大雨、長雨、洪水、冷害、大雪、雪崩、地滑り、大風、高潮、土砂崩れ、地震や津波、火山噴火、土石流、伝染病の蔓延等、際限の無い苦難に見舞われ、その度に住民等を苦しめて来た。ただ、日本で多発している地震に限定してみた場合、一定の周期や活動期の存在が明らかになりつつある。又、それに付随した災害としての津波は、時として瞬間的に多大な人的、物的被害を齎す脅威として、人々に認識されて来た。しかし、民衆はそれらの災害を乗り越えながら現在に続く地域社会を形成し、維持、発展させて来たのである。特に、文字認識が未発達な時期にあっては、それらの災害情報を如何にして子孫に伝達するのが大きな課題であった。日本人に依る地域社会の形成は、災害に依る被害とその克服の歴史であると言っても差し支えは無いであろう。筆者は従前より、当時の人々がこうした災害を如何にして乗り越えて来たのかという、「災害対処の文化史」を構築するのの際し、文化史的、文化論的な側面よりその検証作業を行なっている処である。本稿では、特に津波に焦点を当てながら、それに依る被害の情報を文字情報以外の手法で刻もうとしていた事象を取り上げ、その事例検証と、当時の人々に依る対処法とに就いて、検討を加えたものである。

〔キーワード〕 津波、地震、可視化、宗教施設、地名

目次：

要旨

キーワード

はじめに

1. 仙台市若林区所在の浪分（なみわけ）神社に於ける事例
2. 宮城県の太平洋沿岸部に所在する3つの「荒浜」に於ける事例  
～地名に見る災害対処の文化論1～
  - 2-1：仙台市若林区所在の「荒浜」

- 2-2: 宮城県亶理町所在の「荒浜」
  - 2-3: 石巻市所在の「荒浜」
  - 3. 新潟県の日本海沿岸部に所在する2つの「荒浜」に於ける事例
    - ～地名に見る災害対処の文化論2～
    - 3-1: 柏崎市所在の「荒浜」
    - 3-2: 上越市所在の「荒浜」
- おわりに  
註  
参考文献表

## はじめに

自然災害の内、特に地震の発生に就いてはそれ程正確ではないものの、一定の周期や、活動期が存在しているのではないかとする見解もある。『理科年表 平成24年 第85冊』所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」<sup>(1)</sup> を見てみると、確かに(被害)地震の発生が近接した場所に於いて繰り返され、更にその発生が集中している時期が存在していることに気付く。日本への漢字伝来以降、近世以前の段階では、識字率や記録主体層、為政者等に依る興味対象の(地域的)偏狭等の問題もあって、必ずしも被害を及ぼした全ての災害が正確な形に於いて記録されていた訳ではない。<sup>(2)</sup> 又、過去の震災を契機として**災異改元**が実施され、**地震勘文**や**占文**が作成されたこともあり、実際の被害復旧や被災者支援とは別の次元に於いて、文化論的対応がとられていたことも又、事実である。取り分け、震災発生直後に中国、日本の古文獻を渉獵して作成された未来予想図が、仏教思想上の一つの特徴であるところの三時の説、所謂釈迦入滅後に於ける末法思想の鎌倉時代後期以降に於ける衰退、そしてそれと連動した**無常觀**や**厭世觀**の形骸化に伴ない、それ以降、現在、そして将来に向けての不安に対する新たな心の拠り処や救済を求める本流を形成し、為政者層をしてその様な行動に走らせていたと見ることも可能ではある。

最近、特に平成23年(2011)3月11日の東日本大震災(正式名称は「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」であるが、本稿では一貫して「東日本大震災」の呼称を用いる)後に於いては、歴史的、遺物的、文献的な資料より過去に発生していた自然災害、取り分け被害地震の事例を検出し、今後その発生が予想される被害地震に関わる防災、減災に役立てようとする研究が加速していることは既に指摘した通りである。ただ、これらの研究の主流は、飽く迄も残存している歴史資料より可能な限り正確に過去の被害地震に関わる情報を引き出し、「現代に於ける科学的な成果との整合性を検証する」ことにあって、それらの震災に対し当時の人々がどの様に対処をしようとしていたのか、という文化論的な視角は従来こうした主流研究に付随したものであった。そこで筆者は、従前より、災害発生当時の人々がそれらに対して如何なる対処を試みようとしていたのかに就いて、文化史的な視角よりの追及を試み、「**災害対処の文化史**」分野を構築しようとして来た。近年に於いては、例えば寒川旭氏が提唱している地震考古学の様に、複数の学術的領域に跨る災害史研究も見られる様にはなっているが、まだまだ十分とは言えない。<sup>(3)</sup>

本稿で取り上げる「浪分け」の論理とは、近世以前、つまり文字認知が未発達な時期に発生して

いた（大規模な）津波災害に対して、当時の人々がどのような文字使用以外の文化論的対処法を試みようとしていたのかを追究することである。勿論、当時の人々が当初より諸々の災害に対して初期段階より文化論的な対処をしようとしていたものではなく、そこにはそれ迄の日本の歴史過程に於いて蓄積、形成され、人々に依って育まれていた日本文化—宗教、思想、風土、生活等、が災害対処の基底に色濃く反映していた為に、そうした事象を整理、検証することに依って、文化論の構築に繋がり得ると考えたものである。尚、本稿で取り扱う津波とは、海底を震源域とする地震の発生に伴って起きる現象を指し、気象津波（台風、低気圧等接近に伴う高潮、段流、乱流等）に関しては、今回は除外する。東日本大震災後、特に東北地方の太平洋沿岸部に残された、主として津波に依って破壊された建造物、諸施設や船舶等の、所謂「震災遺構」の取り扱いを巡り、それらの（旧）所有者、行政側、そして住民等の間での議論が巻き起こり、「震災のことを思い出したくない」等の理由に依って、それらの撤去が進みつつあることも又、事実である。70パーセントもの人々（被災者）が、それら震災遺構の撤去に前向きであると言う調査すらある。<sup>(4)</sup> 感情的、心情的、心理的、実際の、物理的にはそうした被災地の人々に拘わる気持ちは肯定的にも、否定的にも捉えることが出来得る。然し、本稿で取り扱う宗教施設や地名に残された、かつての地震や津波被害に伴う記憶は、過去の被災者がそうした心的状況の中にありながら、敢えて文字以外の手段を以って後世の人々に震災等に拘わる悲惨な被災の状況を明示し残してくれたものである。これは当地に居住する後世の人々が、二度と同様の被害を蒙らない様にとの善意や警鐘としての性格を有するものであったと判断される。地名は後で変更されれば、そこに刻まれた災害情報を読み取ることは不可能となる。事実、災害をイメージする地名と言う理由より、地名が変更された事例がある。<sup>(5)</sup> 又、災害に因む宗教施設自体が後世に撤去されることは珍しいが、その名称や祭祀対象物の変更等に依って、そこでかつて発生していた災害が埋没させられている可能性もあるかもしれない。過去に夥しく発生していたであろう**歴史上の被災者**と、現在の被災者との、被災したと言う共通項に於いての心情や心理、感情が大幅に異なる、ということに対しては、筆者はその科学的な根拠を見出せないでいる。このことは、そうした被災地、及び被災者の心情や心理が長い時間を経ても尚、余り変化はしてはいないことの証左なのかもしれない。ここでは、敢えて、「語り継がれることの有益性」がかつての日本社会に於いては一定の範囲内で機能し、それが後世の災害発生時には**減災に繋がっていた事実**を強調しておくに留める。

本稿に於いては、具体的な素材として、今回は数か所の事例を取り上げ、取り分け**宗教施設、地名**の2点を指標として当該課題「**災害対処の文化史**」の追究に当たりたいと考える。

## 1. 仙台市若林区所在の浪分（なみわけ）神社に於ける事例

平成23年3月11日14:46に発生した、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」、所謂東日本大震災は三陸沖（北緯38度06.2分、東経142度51.6分、震源は海底下深度約24キロメートル地点）を震央としたマグニチュード9.0の地震であって、宮城県栗原市に於いては最大震度7を記録した。<sup>(6)</sup> 当該地震に際して発生した被害津波は東北地方～関東地方の太平洋沿岸域に押し寄せ、夥しい人的、物的な被害を発生させた。しかし、当地へ被害津波が来襲したのはこれが初めての事ではない。

平安時代の初期に当たる貞観年間には、同11年（869）5月26日発生と比較的規模の大きい地震発生が当地に於いて確認される。(7) それは、東経143.8、北緯38.5を震央とするマグニチュード8.6の規模の地震であり、東北地方の三陸を中心とした地域に於いて、城郭、倉庫、門楼等の破損、倒壊等の被害が発生し、特に津波の来襲に依って、約1,000人の人々が溺死したという。当該地域はその地形上の特性より、地震に伴なう度々の津波の被害に晒されて来た。史料上確認される近代以降の事例だけでも、明治29年（1896）6月15日19時30分発生 of 海底地震では、46分後には津波が三陸海岸に襲来し、死者27,122人を出した。波高は24メートルであった。所謂、三陸津波である。又、昭和8年（1933）3月3日2時30分発生 of 地震に於いては30分後に波高約25メートルの津波が三陸沿岸に押し寄せ、死者3,008人を出した。更に、同35年（1960）5月23日4時10分発生 of 南米チリ沖地震（日本時間）では、翌24日4時に三陸沿岸に津波が襲来し、死者106人を出していたのである。(8)

こうして度々襲来していた被害津波の痕跡は、宮城県仙台市若林区霞目（かすみのめ）2丁目の国道4号線東側、陸上自衛隊霞目飛行場脇に建つ浪分（なみわけ）神社にも残されている。(9) 霞目地区は名取川と広瀬川との合流地点北側に位置し、「宮城県地名考—地方誌の基礎研究」(10) に依れば平坦地の為春と秋には霞がかかることの多かった地域特性より、その地名が成立したとする。「元禄郷帳」に依れば、村高は515石余、「天保郷帳」では526石余とする。元禄年間（1688～1704年）より天保年間（1830～1844年）に至る約120年以上の期間に於いても石高の差異が少ない（微増）ことより、当地に限っては耕地の大規模な変動、被害を伴なう様な災害が発生していなかったと推測することも可能ではあろう。又、仙台藩編纂に拘わる地誌「封内風土記 卷之三 郡邑」(11) の記載に依れば、霞目邑の戸口は凡そ16であり、「神社一。稲荷神社。不詳何時勧請」とする記事がある。この稲荷神社が後の浪分神社を指している可能性がある。更に、仙台藩より江戸幕府へ提出された「仙台領古城書上」には、「平城の古城 東西50間・南北90間 城主郷六大膳、郷六の城に移り居住す」とあって、郷六城へ移転する前には、国分氏の一門であった城主郷六大膳盛元が平城の霞目城に居住していたとしているが、後に西方にある郷六城へ戻ったらしい。その移動理由ははっきりとしていないが、度重なる地震や津波の襲来を恐れた可能性を排除することができない。



写真：浪分神社の本殿の真下に安置されている石製の小祠（筆者撮影。これが隠居又右衛門等が設置した小祠なのであろうか）

浪分神社付近が霞目城の所在地であったらしい。つまり、海岸線より見た場合、浪分神社付近以西が津波被害と言う観点よりは安全な地域であったということ（当時そうした認識があったということ）が言えるのかもしれない。そうした立地の浪分神社は、元々南東方向の八瀬川付近に建立された稲荷社（堂）であったが、「慶長の三陸沖地震」〔慶長16年（1611）10月28日、震央東経144.0度、北緯39.0度、マグニチュード8.1〕に於いて霞目地域迄津波が襲来し、1,700人以上の死者を出したことを受け、元禄16年（1703）8月16日に又右

衛門等を中心として、この津波が二手に分流して引いた場所に小祠を移築し、浪分の神社として津波除けとすると共に、人々に対する教訓としたとされる。「浪分大明神」としての津波除け信仰もこの時に起こったとされるのである。現在、浪分神社本殿の真下に安置される石製の小祠（約50cm四方の方形の石をくり抜いて台座石の上に置き、更に屋根型をした石を乗せた形の構造物）がこれに当たる物であるのかも知れない。

又、当社には白馬に跨った海神が大津波を南北に分断して鎮めたとする伝承も存在するが、その成立は天保6年（1835）6月25日に発生した地震や津波襲来後のことであるとされる。翌年2月12日には、当時当社の神主であった津田民部に依る卜占の結果に依って、当社が500メートル程西方の、元々庚神、疱神、山神信仰も行なわれていた現在地に遷されたとしている。その際に、新たに祭神として記紀にも見える鷓鴣草葺不合尊（うがやふきあえずのみこと）の神体を奉納し、除災を祈願して以降には、津波被害が減少したという。<sup>(12)</sup> 鷓鴣草葺不合尊<sup>(13)</sup>は農業神であり、夫婦和合や安産の神としても知られるが、玉依姫



写真：仙台市若林区霞目2丁目所在の浪分神社（筆者撮影。標高は低く、海岸線より殆ど遮る物も無く、然も直線距離上にある仙台市の荒浜の海岸へも至近距離にある）

（タマヨリヒメ）と結婚して神武天皇等を生んだともされている。玉依姫は海神（わたつみ）の娘とされ、記紀に見える神婚説話海幸山幸神話の主人公である火遠理（ほおり）命の子の乳母となるが、後にはその妻となったという。鷓鴣草葺不合尊の父親である彦火火出見尊（日子穗穗手見命）が海神宮より帰還した後に、母親である海神の娘豊玉姫（豊玉毗売命）が出産の為に彦火火出見尊の許を訪問し、海辺に鶴の羽で屋根を葺いた産屋を建築しようとした処、未だ屋根を葺き終わらない内に出産したことよりその名が命名されたとする。鷓鴣草葺不合尊の妻玉依姫も、又、その母豊玉姫も共に**海神の娘**であるとされ、水、取り分け海水を支配する神が当社との関わりを持ったのが天保6年6月25日に発生した地震や津波襲来後のことであるとされるならば、鷓鴣草葺不合尊を祭神として祀る浪分神社としての再スタートは、誰の目にも認識される可視的存在としての神社という形式が、次回の震災への有効な対処法として期待されていたことに他ならないことの証左であろう。更に、**宇賀神信仰**の存在<sup>(14)</sup>も浪分神社創設の背景に存在していたものと推測する。つまり、宇賀神は仏説では白蛇神であるともされ、稲荷の使者としての狐神ともなり、更には農業神であるウガノミタマノカミ、田の神、仏教寺院に於ける吒枳尼天（だきにてん）の如く稲荷神そのものを指し示す様になり、穀霊と繋がり、豊穰を祈願する神となったとする。一方、仏説に言う白蛇神信仰は水神と結合して、田に引水するを満足させる如く、諸事意のままになる事を祈願する対象とされたという。農業神であるという共通項を持った鷓鴣草葺不合尊と宇賀神とは、日頃は農業に豊穰を齎す神として信仰される他方、震災時には、この場所に於いて海水を支配する神としての側面を見せ、津波を塞ぎ止める水神、龍神としての役割を期待されたものと推測するのである。それ故、

元々稲荷社（堂）としてあったものを、態々場所を移動させた上で、より海水の支配に相応しい鷗草葺不合尊をも祭神として付加し、白馬に跨った海神が大津波を南北に分断して鎮めたとする伝承をも纏わせながら、後世の人々に対する震災時の教訓としたものであると推察する。

現在、浪分神社が建つこの場所は、標高約5メートル、海岸線より約5.5キロメートルの位置にある。<sup>(15)</sup> 現在は、交差点の角に建ち、直ぐ北隣には霞目公会堂、そして道路を挟んで南側にはコンビニエンスストアもあるという周辺環境であり、かつてここ迄津波が来襲したことを窺わせる痕跡は、当該浪分神社を除けば何も残されていない。土地が比較的平坦であり、周囲には建物もあることから、ここより海を直接眺めることはできないし、偶々、今回の東日本大震災に際して発生した津波は当社迄押し寄せることもなかった。しかし、それは単なる偶然に過ぎなかった可能性もある。先人に依る上記の措置は、子孫に対して災害発生の警告を行ない同じ被害を回避させる、転じて除災招福という付加機能をも持ちながら現在に至っているのである。現在では、当社にも浪分不動尊が祀られて

いるとされるが、これも後述の如く、その起源が高野山に求められ、密教に於ける代表的な忿怒尊である不動明王が、唐よりの空海帰朝に拘わる逸話を元とした浪切不動尊として各地、取り分け、かつて水に関する災害に被災した沿岸部へと拡散して行った一つの結果であろう。

ところで、「浪切不動尊」と言う名称の施設（以下、寺院、神社が混在）が、宮城県塩竈市にある鹽竈神社西方300メートル余の高台（同市権現堂21-29、海岸より約1キロメートル）にある。当所は神社形式で祀られる。更に宮城県東松島市沼尻の石巻工業港沿岸部（北上運河と定川、石巻工業港に挟まれた沿岸地域）にも同名の不動尊が存在していたが、こちらの方は東日本大震災に依り、消失している。<sup>(17)</sup> その他、宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡〔浪切不動堂は榴岡天満宮下の東の急坂を挟んだ向かいの角にある。浪切不動堂の名称の由来は、慶長16年（1611）の慶長三陸津波が梅田川を駆け上がって来た最終到達点、つまり「津波の波切り」であったことに由来すると言う。当時の梅田川は現在の七北田川を横切り、白鳥団地、蒲生竹の内周辺を流れていたらしく、現在の仙台港が梅田川の河口ではないかとされている<sup>(18)</sup>〕、福島県南相馬市原町区小浜西内28の高台（波



写真：浪分神社の朱の鳥居の左脇には湯殿山と記された供養碑と、地藏（堂）とが建っている（筆者撮影。当地で湯殿山信仰が行なわれていたことを示すが、岩供養、仏供養、霊祭の執行に見られる湯殿山信仰は、死者の生まれ変わりと再生を目指す。これは津波や洪水、冷害、飢饉に依る当地での死者を供養したものであろうか。湯殿山<sup>(16)</sup> 自体は月山の南西約4キロメートルの位置に所在するが、湯殿山神社の神体は湯殿山の北方にある薬師岳と品倉山尾根との間の溪谷にある輝石安山岩で、神仏習合期にはこれを大日如来として礼拝していた。大山祇命を主祭神とし、少彦名命と大己貴命とを配祀する。大山祇命は山と海の双方の神であるとされることより、当地での信仰に付加されて行ったものと考えられる）

切不動尊、海岸より約30メートル弱)、同市小高区村上の高台(波切不動尊)、栃木県那須塩原市沼野田和571〔那須波切不動尊金乗院。空海によって開かれた霊場で関東三霊場(北関東三十六不動尊霊場、関東薬師九十一霊場、関東地藏百八札所)として信仰される〕、千葉県山武市成東2551の高台(浪切不動院・長勝寺。海岸より約10キロメートル弱。江戸時代に漂流した漁船を寺の灯りが導き、海難を避けることができたことより「浪切不動」と呼ばれる様になったと言う。本堂は朱塗の懸崖造りで、露出した奇岩の上に、突き出る構造をとっている)、同県鴨川市江見太夫崎87の高台(岩屋山波切不動尊、海岸より約300メートル)、和歌山県伊都郡高野町高野山680に所在する高野山別格本山南院浪切不動尊〔全国の浪切不動尊の起源とされる。本尊は秘仏であり空海の自作とされ、開帳は毎年6月28日で木造(赤栴檀の霊木)の立像である〕、徳島県海部郡海陽町野江の高台(河口より約3キロメートル地点の海部川迄約1キロメートル)、福岡市東区〔波切不動尊。奈多・和白海岸堤防。安政5年(1858)、良質な和白塩の塩田を守り、更に拡張する為、長さ2.5キロメートルに及ぶ堤防が建設された。当時はこれを「海の万里の長城」と呼んだと言う。波切不動尊は堤防が決壊しない様にと地元の人々の手に依り建立されたもので、堤防安泰の象徴とされている〕等に浪切不動尊は散在しているのである。以上の浪切不動尊は主として沿岸部に散在しているが、それらの起源は先の高野山に求められ、それは密教に於ける代表的な忿怒尊である不動明王が大日如来の教令輪身を表現する使者、又はその内証を表現したものであるとされているのである。取り分け、浪切不動型不動明王像では、空海の入唐に関わる高野山南院所蔵の立像が知られ、それは剣をかざす立像であって、波を斬るような像容であることよりその名がある。空海が唐より帰朝する際の船中に於いて不動明王像を刻み祈願をした処、忽ちの内に荒れた海が鎮まり、遣唐使船は無事に筑紫の湊へ帰港することができたとする言い伝えが根拠とされ、それ以降、この不動明王を浪切不動と呼んだとするものである。不動明王信仰自体は、平安時代末期以降に於いて盛んとなるが、<sup>(19)</sup> それらがこうした沿岸地域にその多くが設置されて行ったことの意義に着目すべきであろう。高野山、密教がその起源であるならば、それらの施設は己ずから深い山中へ設置されて、人目に付かない様な場所へ設けられた筈である。しかし、現実的には、これら浪切不動尊は沿岸部の高台と言う、人目に付きやすい場所、可視化し易い場所、換言すれば、人の目を引くような場所へと、故意に建設されたのである。そうかと言って、これらの浪切不動尊のが全て津波災害除けを祈願したものでないことは、那須波切不動尊金乗院の如く、内陸部へも勧請されていたことから窺える。又、不動明王が滝を神体(滝の守護神)として祀る場合の神社(の境内地)に安置されることもあって、<sup>(20)</sup> その意味に於いては、やはり不動明王は水との関わりに於いて考えられるべき存在であろう。ただ、その設置場所を見れば、殆んどが海岸線より(その設置当初に於いては)至近距離にある場所の高台が多く、その高台に於いて津波を塞き止める役割が期待され、津波をも包括する全般的な海難除けが設置に拘わる主目的であったことはほぼ間違いが無いと言えるであろう。不動明王を本尊として修された不動法、就中、不動護摩を用いた修法を行なうことに依って津波災害を克服する効験を得ようとしたものであろう。それは既に元寇時にあって、博多に於いて五壇法を用いて効験を得ようとしたことに始まるとする。<sup>(21)</sup> それ故、殆どの浪切不動尊は寺院形式となったものと考えられる。

更に、東京都中央区築地6丁目に所在する波除神社は、築地場外市場の脇にあって、市場関係者の厚い信仰を集めている。祭神は、倉稲魂命(うがのみたまのみこと)であり、撰社(弁財天社)

では市杵島姫命（いちきしまひめのみこと）を祀る。当社は、明暦の大火後の万治2年（1659）に4代将軍徳川家綱に依って実施された海面埋立工事の際に、難工事となったのが当該築地海面であった。堤防の築造が中々完成を見なかったのである。そうした処、夜に海面を発光しながら漂流していた稲荷大神の神体が引き揚げられ、それを現在地に社殿を建立して祀った処、海は鎮まり埋立工事が完工に至ったとするものである。当時の人々は、その神徳を畏れてこの稲荷大神に**波除**の尊称を与え、今日に至る迄、災難や波を乗り切る、と言う波除稲荷として、災難除、厄除、商売繁盛、工事安全等の崇敬が厚いとされる。当社創建の物語としては、日本への仏教伝来時に於いて、「日本書紀 卷十九 欽明天皇」<sup>(22)</sup> 欽明天皇13年（552）10月条に記される、「有司乃以**佛像流弃**（ナカシツ）難波堀江。復**縦火於伽藍寺也**。焼燼更又無餘」という行為と、その後において、信濃国の国司の従者として上洛した本田善光がその打ち捨てられた仏像を使って長野県飯田市付近で祀り、皇極天皇元年（642）に現在の地に遷座して、彼の名前より「善光寺」と名付けられた寺院のエピソードを想起させる。実は同記同月条、つまり仏教公伝に際しても「於後國行（ヲコリテ）**疫氣**（エヤミ）。民致夭（アカラシマニ）殘死也。久而愈々多。不能治療（ヲサメイヤス）」という記事を載せ、蘇我稲目が天皇の許可の下に自宅を寺へと改めた向原家へ、百濟国の聖明王が献じた釈迦仏金銅像一軀を安置し、礼拝したこととの関連性を示唆する記述をしている。確かにそこには物部大連尾輿、中臣連鎌子等の排仏派と蘇我稲目宿禰等の崇仏派との確執も見て取れるが、「**佛神**（ホトケ）と**疫疾**（ネヤミ、エヤミ）」との関係性を、特に排仏派が主張した処の「**蕃神**（トナリクニノカミ）と**國神**（クニツカミ）」との対立の構図の中に位置付けており、**災難**（波除神社に於ける海面埋め立て工事の困難、欽明天皇治下での疫病流行）とその**救済者**出現（波除神社に於ける稲荷大神の神体引き揚げ、日本書紀に記されている一旦棄てられた仏像の祭祀）とが結び付けられている処に、浪分けの論理の基本原理が明示されていると言えるであろう。更に、東京都中央区佃1-8-4、佃堀の**河岸地**（川岸）に所在する「**佃波除稲荷神社**（於咲稲荷神社）」も稲荷信仰に基づく神社として、取り分け漁業従事者に依る厚い信仰を集めていたことも特筆すべきことである。祭神は、倉稲魂命である。鳥居の脇には奉納された直径約51センチメートルの楕円形をした安山岩の「さし石」（力石）3個が置かれ、漁業に従事した若者がその石を持ち上げて力を競うことが、関東大震災〔大正12年（1923）〕頃迄、盛んに行なわれていたとされる。

ただこれは、その起源が不動明王信仰に求められる浪切不動尊信仰とは全く別系統の波除け信仰に基づくものではあるが、海難除けと言う共通項を以って沿岸部で信仰対象とされているものである。上記の仙台市浪分神社の場合にも、その起源が稲荷信仰に求められる点で、こちらの方は神社形式で継承されて来たものと考えられるのである。両社共にその起源が稲荷信仰、稲荷神である点をどの様に解釈したら良いのであろうか。稲荷神自体は元来、山城国葛野郡を本拠地とした新羅国よりの渡来系氏族秦氏の氏神であって、穀物、農業の神として存在しており、現在では京都南部の伏見稲荷大社を総本社として広く産業、事業を守護する一般的な神として信仰されている。「**はた**」とは古代朝鮮語に於ける「**海**」の語義であったとする。<sup>(23)</sup> そうであれば、稲荷信仰が海を起源とした秦氏の進展と共に日本の沿岸部へと浸透して行った理由に就いては理解が及ぶ。取り分け倭国に於いては地震や津波に依る沿岸被害が多かった処から、沿岸部を中心として開拓の為の安全上の指標として稲荷信仰が稲荷社と言う形式を取りながら拡散して行った可能性もあるであろう。

以上の浪切不動尊や波除神社、そして浪分神社が太平洋沿岸域、特に東日本や東北地方の太平洋



写真：築地の波除神社（筆者撮影。境内には魚市場関係者の寄進に依る海老塚、すし塚、活魚塚、鮫鱈塚、活魚塚、玉子塚等も建てられ、それら生き物に対する感謝の気持ちと共に、供養の祭祀が行なわれている）

沿岸にその多くが散在している事象に目を向ける必要がある。これは、稲荷信仰、稲荷社が産業全般や開拓の守護神として拡散して行ったと言う事情と共に、折角成長、定着させた産業が災害の悪影響を少しでも被らない様にしたと言う希望があったことと、日本海沿岸域に比べて太平洋沿岸域の方が地震や津波の発生が頻繁であって、発生した被害の広域性にも大きく影響された結果ではあろう。

## 2. 宮城県の太平洋沿岸に所在する3つの「荒浜」に於ける事例 ～地名に見る災害対処の文化論1～

### 2-1：仙台市若林区所在の「荒浜」

宮城県仙台市若林区の太平洋沿岸域には、「荒浜」という地名が存在する。そこでは東日本大震災の本震に依って来襲した津波が破壊的な人的、物的大被害を齎したのである。『角川日本地名大辞典 4 宮城県』の「荒浜〈仙台市〉」の項に依れば、そこは「波の荒いところから荒浜の地名がある」、「慶長16年の大地震津波後の荒所開発が盛んに行われた半農半漁村」という説明を登載する。又、同県石巻市雄勝町船越にも「荒」という地名があり、同所には「荒浜海水浴場」も存在する。更に、仙台市若林区の「荒浜」より約20キロメートル程、海岸線沿いに南下した宮城県亶理郡亶理町にも、荒浜と言う地名があって、そこには荒浜海水浴場や潟湖を利用した荒浜港も存在しているのである。当所に於いても、2011年3月11日には、約7メートルから、最大12.2メートルの津波が押し寄せ、甚大な人的、物的な被害を発生させた。

さて、宮城県内沿岸部の3カ所に散在している当該「荒浜」と言う地名の存在に対しては、その成立や、来歴に就いての十分な検証作業を行なう必要がある。夫々距離を置かずして残されたこの荒浜と言う地名の意味していることを、単に偶然の一致として片付けてしまうのであれば、識字率の壁の問題より、地名と言う形式で以てした災害情報の子孫への伝達と言う、折角の先人の思いやりの気持ちが水泡に帰してしまうことにもなり兼ねない。

管見の限りに於いては、「荒浜」という地名は当該仙台市、石巻市、亶理町の他には、新潟県柏崎市と同上越市内に存在しているのが確認される。『大漢和辞典』（巻9）<sup>(24)</sup>の「荒」の項に依る

と、「荒」字には33種もの意味用法を掲載するが、中でも「荒地」、「飢饉」、「覆う」、「捨てる」、「忘れる」、「荒む」、「溺れる」、「滅びる」、「遠い」、「大きい」、「広い」、「暗い」、「暴風雨」と言った意味用法は、この漢字より災害やそれに依る過去に於ける被害の発生を想起させるものでもある。荒浜という、その漢字表記から受け取れる一般的なイメージは、冬の季節風や海の時化のために荒々しい波が打ち寄せる海岸、というものであるかもしれない。しかし、果たしてそれだけのことであろうか。先人達が地名に込めて残してくれたメッセージに対して、もっと慎重に検討してみる価値はある。因みに、『角川日本地名大辞典』に依れば「荒浜」という地名は、東日本、東海、北陸、東南海、南海地域の中では、宮城県内と新潟県内の計5ヶ所のみが存在するとしているのである。

前掲の慶長16年(1611)10月28日に発生していた、震央東経144.0度、北緯39.0度、マグニチュード8.1の地震では、その地震に依って引き起こされた津波が海岸より約8キロメートル内陸の名取郡岩沼付近迄押し寄せたとする。『宮城縣史 22(災害)』

(26)の第二章(藩政時代の災害)第一節(藩政初期)では、津波襲来後、荒地と化した土地の回復作業が各地で行なわれたことを指摘する。更に同書15頁(註6)では同県史8所収に拘わる菊池武一氏の「旧藩時代の新田開発」を示して、①宮城郡荒浜(仙台市)の北谷地、東北谷地は慶長16年の津波に依って荒地化し、その後明暦年間になって、松島瑞巖寺の住持であった雲居禪師が見立開墾した場所であり、「うぐい田」と称されたとしている。この時の開墾に依り、45人の農民が割前を受けたとされる。②下飯田新田(仙台市)は、同津波に依り8日間水没し、伊達政宗の荒地起返開墾の触れに応じた水沢(岩手県)邑主留守宗利が見立てて、寛永2年(1625)に開墾を行ない、その結果、下飯田の集落ができた。③三本塚の旧集落一帯(仙台市)は、同津波に依る海浸で荒地化し、その起返し(耕地の再開墾)として広瀬村(仙台市)の佐藤出雲家が開墾したとする。その後にも、門目、山路、山田、小荒井の4藩士に依る荒所起返しと新田開発とが実施されたと言う。寛永19年(1642)に於ける検地で、「一貫七百四十九文、汐入悪地、銘下 七切半銘」の如く、汐入悪地、つまり標高が低く(地震に依る沿岸部地盤の沈下か)、海水面の変動に依っては海水が浸入する様な耕地もあったらしい。これらのことから、荒浜地区を中心として津波浸水線の



写真：仙台市若林区荒浜地区荒浜交差点付近(2012年8月に筆者撮影。信号機左側にある白っぽい4階建ての建物はかつての仙台市立荒浜小学校の校舎である。その向こう側にある貞山堀を挟んで、この荒浜交差点より約1キロメートル東側の地点が海岸線である。貞山堀<sup>(25)</sup>は伊達政宗期に構想され、開削工事が始まったとされる運河で、二期の工事に依って、塩釜湾より阿武隈川に至る全長約33キロメートルに及ぶ木曳堀、御舟入堀、舟曳堀が完成した。複数の運河を連結して海岸線とほぼ平行に建設された米穀等の物資輸送用の運河であった。運河全体が完成したのは明治18年(1885)のことで、北上川迄延伸された。この辺りは震災前には民家や商店、寺院等が密集していたのである)

内側にあった耕地では、海水が引いた後、かなりの時間的経過を経た時点に於いて、盛んに復旧作業が行なわれていたことを認めるものである。『宮城縣史 22 (災害)』が編纂された昭和37年当時の認識としても、第二章第五節(地震・津波の地域性)の「津波地域」(182頁)に「仙台湾沿岸は、牡鹿半島の西岸と松島湾の沈降海岸を除けば、単調で弓状の砂浜海岸で三陸海岸と全く異なる。この海岸線は遠浅で、砂丘の発達が見られる。この砂丘には防潮林や防砂林を仕立てて、砂丘の内陸への移動を防いでおり、砂丘裏には、海岸線に並行して潟湖が細長い形で分布しているし、貞山堀や北上運河がある。従って津波の襲来には三陸海岸ほどの不安はない。(中略)津波は水路をさかのぼるという通則に基くものと推定されるのである。慶長の津波によって仙台湾岸地域の耕地が荒地化し、その後、この土地の起返開墾が盛んに行われたのは、このような津波の襲来によるものであろう」と記述する様に、そうした潟湖、貞山堀、北上運河と言った沿岸部の自然地形と人工の水路とに依っても津波を防ぐことが出来ずに、それらを乗り越えてやって来たことを推測する根拠を見出せないでいたことが窺えるのである。

更に、①、②、③にある如く、慶長16年10月に襲来した津波被害の甚大さを沿岸部に於いて推察することも可能であるが、その一方では、事後に於ける新田開発の盛んであったことが窺える内容でもある。①よりは、地震発生(1611年)→開墾開始(明暦年間、1655~1658年)であることより、実際に開墾が可能な状態に迄、地盤の状態が改善するのに40年以上を要していたことが推測される。この時間は、地震に依る地盤沈下と塩害よりの回復、そして浸水した地域の排水に要したものであったと推測されるが、それがある程度人為的になされたものなのか、或いは自然に回復するのを待ってのものであったのかは不明である。ただ、『角川日本地名大辞典 4 宮城県』の「荒浜(仙台市)」の項にも、付近には境沼、南・北長沼の潟湖や後背湿地が残る、としていることより、自然回復を図っていた可能性も高いであろう。そして、北谷地、東北谷地は松島瑞巖寺の住持雲居禅師が見立開墾し、その結果45人の農民が割前を受けたとされていることから、当該開墾は民営ではあるものの、寺院に依る、より災害救済事業としての色彩の強い荒地開墾であったものと考えられる。寺社請新田(開発)の先駆け的性格の新田開発でもあったらしい。②は、仙台藩が主導した官営に依る荒地開墾の事例であると推測されるものの、純然たる藩営に依る事業としてではなく、実際には仙台藩一門の第三席であった水沢伊達氏第2代当主、留守氏の第19代当主の留守宗利が見立てて、彼が胆沢郡水沢城1万石余を領することとなった同じ寛永2年(1625)に開墾を行なった事例であり、藩士知行新田(開発)的要素をも含んでいたらしい。これは、①の北谷地、東北谷地よりも約1,300メートル程内陸へ入った場所で行なわれているが、やはり開墾実施には津波発生より14年の時間が経過しているが、その理由は①と同様であったものと推測される。③も官許、官営に依る荒地開発の色彩が強いが、基本的には町人請新田(開発)として実施されたらしい。ただ、後にも門目、山路、山田、小荒井の4藩士に依る荒所起返しと新田開発とが実施されたらしいことより、藩士知行新田(開発)的性格も帯びていたことが窺われるものである。当所は、寛永19年の検地に於いても尚、「汐入悪地」の評価がなされており、津波襲来後の荒地開発の困難さを垣間見る内容でもある。そして、当所に於いて実施された①~③の荒地開発の特徴は、荒浜集落の様には海岸線直近の場所に於いてではなく、貞山堀や海岸線より約2,500メートル以遠に広がるその後背地に於いて盛んに行なわれていたことが窺われる点である。これは、再度の津波襲来を危惧した措置であったと見て相違は無いと考えられる。

ところで、宮城郡国分荘荒浜村の村高は、「元禄郷帳」（元禄年間、1688～1704年）に依れば175石余、「天保郷帳」（天保年間、1830～1844年）では765石余、天保5年（1834）の「郷村高帳」に依ると、拝領高175石余、**新田高395石余**であった。<sup>(27)</sup>津波襲来より約80年経過した元禄年間より、更に約140年経過した天保年間に至る迄の期間に於いて、新規に400石余もの新田がこの地に出現して急速に石高が増加しているが、これには無論、当該津波襲来後に於ける荒地開墾事業に依るものも包括されてはいるが、全国的に推進された元禄年間の新田開発（2,600万石）に依る影響も大きかったものと推測されるのである。<sup>(28)</sup>『大日本租税志』巻25所収に拘わる「慶長三年検地目録」に記載された当該年に於ける日本の総石高が1,851万石余であり、それが元禄10年段階では2,588万石、天保元年には3,056万石に迄増加していたというから、この間の増加率は、慶長3年→元禄10年が140%、慶長3年→天保元年では165%にも及ぶのである。<sup>(29)</sup>但し、当所に於ける荒地開墾は、飽く迄もその実施主眼は災害復興策の一環として実施されたものと考えられ、同時期に全国的に行なわれていた、本百姓の自立を促す為のものではなかったものと推測される。このことは、東北地方に於ける江戸期の新田率の高さ、取り分け正保2年（1645）→明治6年（1873）間の増加率を取り上げてみた場合の、宮城県の当該箇所<sub>に於ける</sub>それが、東北地方では青森県域と共に81%以上になっているのは、<sup>(30)</sup>まさにそのことを裏付けているものと考えて良いであろう。ただ、享和元年（1801）以降で見た場合には、荒地の再開墾としての**新田開発**が減少する現象は、少なく共、当該地域に限定して見た時、災害復興としての**新田開発**が終了したことを意味しているものと推測される。

国土地理院発行の1：25,000地形図（仙台3号-2、平成20年10月1日発行）に依ると、荒浜集落より少し南下した場所より貞山堀が西方に分岐してそこが二郷堀と呼ばれるが、その二郷堀の幅が狭まった辺りが、現在、北中谷地、中谷地と称される場所である。長浜の海岸線より、直線距離で約1,900メートルの位置にある。この付近では、仙台東部道路、仙台南部道路の仙台若林JCT東側に「荒谷」、同JCTより仙台東部道路を3キロメートル程北上した同道西側には「荒井」、その約1キロメートル北方には「小荒井」と言う、**荒**字を冠した地名が見受けられる。当該荒浜地区を中心として、比較的多く使用される地名漢字は、「井土」、「井土堀」、「境堀」、「堀切」と言った**井**、**堀**の如く水を想起させる人工物に拘わる漢字、「赤沼下」、「南長沼」、「赤沼」、「大沼」、「鍋沼」（仙台市、名取市）、「柿沼」の様に**湖沼**地帯を示す漢字、そして「岡田」、「小田切」、「浜田」、「南田中」、「藤田**新田**」、「下飯田」、「上飯田」等、**水田**を示す漢字、取り分け「藤田**新田**」は、荒地開墾を類推させる地名でもある。又、「三本塚」、「藤塚」、「小塚原」、「西中塚」、「東中塚」の様に**塚**字を使用した地名、つまり周囲の地面よりも高くなっている場所を示したものである。<sup>(31)</sup>全てが人工物であるとは限らないものの、何らか（ここでは、災害発生、或いは災害死を遂げた等の理由）の信仰や供養対象、祭祀の対象、（災害死を遂げた人の）墳墓自体、又、（津波に依る浸水線を示す等の）境界領域とされていた場所を示す可能性もある。そして、「北中谷地」、「中谷地」の様に、窪地を示す地名、谷地の南側に隣接した「沼屋敷浦」の地名も湿地、湖沼を想起させるものである。ただ、海岸線より何れも3.5キロメートル程内陸へ入った所には「小**在家**」、「下**在家**」と言った、中世の国衙、荘園に於ける公事や夫役と言った在家役賦課対象農民を意味する中世由来の地名も残存していることより、丁度、沿岸部を南北に縦断している仙台東部道路付近が中世迄と近世以降との人々の生活圏の境界であると言うことが推測できるかもしれない。つまり、そこ以西が長期

に渡り安定して人々が生活可能な領域である、換言すれば津波の被害をぎりぎりでは避け得るライン（文化論的意味としての標準的な津波浸水線）であったとすることが出来得るであろう。このことは、上記の浪分神社の事例とも、大きく違和感、差異のあることではないと考えられるのである。そのことが、上記の地名分布よりもある程度は類推可能である。当該荒浜の地名の由来を、『角川日本地名大辞典 4 宮城県』の「荒浜〈仙台市〉」の項にあるが如く、単に「波の荒いところから」とするのは、幾多の留保も必要であろう。寧ろ、繰り返されて来た津波被害に依って「荒れた土地」と化したという来歴も又、加味されて然るべきではないであろうか。

太宰幸子氏は、『地名は知っていた』<sup>(32)</sup>の「荒浜 白砂抉り青松なぎ倒す」に於いて、「安永風土記」の記述を引用し、慶長16年の津波襲来時には荒浜地区には未だ民家は少なく、武士等が帰農して開発が進められたのはそれ以降のことであったとする。更に、浜の入り口には八大龍王を祀る社が東日本大震災前迄はあったと言い、その津波に依って破壊されたが、朱色の鳥居のみが残ったという。抑々、法華経（序品）に登場し仏法を守護する水中の大王である八大龍王〔難陀龍王、跋難陀龍王、沙伽羅龍王、和脩吉龍王、徳叉迦龍王、阿那婆達多龍王、摩那斯（須）龍王、優鉢羅龍王〕は、八体の護法の神、八部衆の一つ、龍神でもあり、水に関わりの深い存在でもあった。音写して那伽と書されることもある蛇神の龍王であるが、**水中を支配する神**でもあったのである。龍王の中でも優れた能力を持ったものは、雲を発生させ、空中を飛び回り、**雨を降らせると**信じられていた。日本に於ける龍王信仰は、四神の一つに位置付けられている想像上の動物青龍を基本とする唐風龍王よりの影響を示唆すると言った指摘もあり、平安時代の初期に空海が神泉苑に於いて請雨経法を修した時に出現したとされる善女龍王も唐服を纏って龍に乗る姿であるとされるのである。<sup>(33)</sup>この様な経緯を持った八大龍王を祀る社が海岸のすぐそばに存在していたということは、当所が繰り返し「水難」に見舞われて来たことを指し示す痕跡であろう。その水難には高波被害や洪水、船舶遭難<sup>(34)</sup>と言ったものも含まれていたことは考えられるが、その主眼は飽く迄も、当地に於いて繰り返されて来た津波被害を想定したものであったことは間違いないと言ってくる。

## 2-2：宮城県亘理町所在の「荒浜」

宮城県東南部沿岸域に当たる亘理郡亘理町にも「荒浜」地区が存在する。同地域には山や岡等と言った標高の高い場所は存在せず、その殆んどが平坦部である。亘理町は、昭和30年（1955）2月1日に旧亘理町、荒浜町、逢隈村、吉田村の合併に依り成立した。<sup>(35)</sup>阿武隈川の河口部に当たるが、河口より川の南岸を遡り、亘理大橋に至る辺り、阿武隈川南岸に沿った地域が荒浜地区である。直ぐ傍の太平洋に面した河口南側の砂浜には荒浜海水浴場もある。荒浜は当初「新浜」の表記を以って「あらはま」と訓読させ、即ち河口部に新規に立てられた浜の語義がその起源であるとする（「安永風土記」に依る）。その後、音のみを同じくする「荒浜」の語に置き換えられたらしい。その置き換えられた理由や変更の時期ははっきりとはしないが、態々「新」字を「荒」字に置き換えた背景には、前掲の『大漢和辞典』の「荒」の項に依る「荒地」、「飢饉」、「覆う」、「捨てる」、「忘れる」、「荒む」、「溺れる」、「滅びる」、「遠い」、「大きい」、「広い」、「暗い」、「暴風雨」と言った意味用法が、この語より災害やそれに依る過去に於ける被災を想起させるものでもあることに留意する必要もあろう。単なる偶然の当て字であった可能性もあり、必ずしも津波のみに起因するも

のではないが、それに依る浸水被害の発生を理由としていたことも排除されるものではない。当該荒浜地区のすぐ北方には、上述の現仙台市若林区の荒浜も存在していたにも関わらず、態々発音が同じ「荒」字に置き換えた理由の追及が必要であろう。同地区の南側には「鳥の海」と称される水深2～4メートル程の潟湖があり、その北岸には荒浜港と言う港湾が整備されている。九号排水路、木倉川排水路、高屋堀排水路、亙理承水路、鏡川排水路、橋本堀排水路等の水路が繋がり、潟湖の中央部には「蛭塚」という小島がある。阿武隈川を挟んで対岸（北岸側）では、新浜集落付近で貞山堀が阿武隈川に注いでいる。荒浜地区は、北の阿武隈川と、南の鳥の海とに挟まれた、半島状の地域である。地区内で阿武隈川の南岸に沿った場所には隈潟、水神と言った水の存在を指し示す地名も存在している。隈潟は、阿武隈川が湾曲している部分、つまり現在の荒浜地区自体を示し、潟は潟湖であることより、かつて当地が湖沼地帯であったことを意味している可能性もある。現在、鳥の海と呼ばれている潟湖自体を隈潟としていたものかもしれない。水神は、そうした条件の良くない土地に於いて生活をして行かなければならなかった人々に依って祀られた水神を指すものと考えられるが、同地区明神西に所在する川口神社は寛永12年（1635）3月20日に伊達晴宗の孫に当たる亙理城主伊達成実により勧請された穀物神の宇迦之御魂神、海神の大海津見神を主祭神として祀る、新浜（あらはま）湊神社であった。ただ、荒浜集落北西、常磐自動車道西側には、先の仙台市荒浜地区同様、「中在家」と言った、中世の国衙、荘園に於ける公事や夫役と言った在家役賦課対象農民と住屋、住屋付属耕地を意味する中世由来の地名も残存していることより、丁度、沿岸部を南北に縦断している常磐自動車道付近が中世迄と近世以降との人々の生活圏の境界であると言うことが推測できるかもしれない。概して、中世後期の東国在家には大規模なものが多いとされ、先の「小在家」、「下在家」、当該荒浜地域周辺の「中在家」の如く、在家の区分や分解現象も生じているのが特徴的ではある。又、浜、市、津、宿等の非農業生産領域に於いては、一般的に在家支配が維持されたとすることより、<sup>(36)</sup> 宮城県沿岸部にも在家と言う地名が比較的多く残存したのと考えられる。つまり、そこ以西が長期に渡り安定して人々が生活可能な領域である、換言すれば津波の被害をぎりぎりまで避け得るライン（文化論的な意味に於ける標準的な津波浸水線）であったと言うことが出来得るであろう。

抑々、荒浜は高須賀村の端郷であり阿武隈川の水運に恵まれた河川交通の要衝であったことに依り開発が進んだ町であったが、それだけに太平洋や阿武隈川より齎される変化、災害に対応せざるを得なかったことは、当所が阿武隈川の上流より運ばれて来た土砂に依って河口部の水深が浅くなり、後には港湾機能を喪失したことからも明らかである。材木商であった河村瑞賢（軒）が幕命に依って寛文11年（1671）に改修した港湾がそれである。荒浜はこれに依り、川舟より海上輸送用の大型船への荷の積み替え港として東廻航路の拠点港となり、信夫郡や伊達郡にあった幕府領米（城米）を江戸へ運送することが容易になると共に、仙台藩、南部藩、八戸藩、津軽藩、秋田藩、米沢藩等、東北諸藩の廻米は荒浜を中継基地として繁栄したのである。<sup>(37)</sup> 当所には施設としても、番所1か所、陣屋3か所、舟見櫓1、蔵場3か所、中島には信夫郡や伊達郡に於ける幕府領の城米蔵13、前金蔵1、浜屋敷材木蔵1等が整備された。船舶は、天当舟4、五太来舟15、小舟11、四板舟26、伝馬舟4、小晒舟2、茶舟1、小四板舟3、さっぱ舟6、大かっこ舟9、かっこ舟76等、計157にも上ったとする。こうした近世以降に於ける荒浜近辺の賑わいとは対照的に、それ以前の様相に関してははっきりとはしていないのである。取り分け古代以前に於ける遺跡分布に関しては、

荒浜地域周辺に於いては殆んど確認されず、縄文期の竪穴住居跡～古墳時代の古墳群が現在の国道6号線（陸前浜街道）より西側に南北方向で所在する山地（堰下、大森山以南）、又は、それに沿った地域に多く見られることから、荒浜地域をも包括する沿岸部地域が何らかの理由に依って居住する、又、墳墓を築造するのに適した場所ではないとその当時の人々からも判断された結果であることは明白であろう。

ところで、「延喜式 卷第十 神祇十 神名下」<sup>(38)</sup>に記載のある、所謂、式内社として陸奥国亶理郡では、鹿嶋伊都乃比（和）氣（カシマイツノヒケ）神社（逢隈小山か、所在地不明）、鹿嶋緒名太（ヲナタ）神社（逢隈小山）、鹿嶋天足和氣（アマノタリワケ、アメノタリワケ）神社（逢隈鹿島）、安福河伯（麻水）（アフカハ）神社（逢隈田沢）の四座を登載している。この内、三座迄が鹿島神である理由に関して、『角川日本地名大辞典 4 宮城県』の「亶理郡 亶理町」の項では、当地が常陸国より北上する鹿島の神の神威下で行なわれた開拓の北辺基地である事を示す目的が存在していたからであると説明する。確かに、日本固有の

宗教である神社神道の可視的な装置である神社を、朝廷勢力の北進と共に現地へ設置し、蝦夷等を教化して行った、とするには一定の合理性がある。又、延喜式に登載された陸奥国内百座の神社の内、上記三座の他にも、黒川郡の鹿嶋天足別（カシマアマノタリワケ）神社、信夫郡の鹿嶋神社、磐城郡の鹿嶋神社、牡鹿郡の鹿嶋御兒（ミコ）神社、行方（ナメカタ）郡の鹿嶋御子（カシマミコ）神社、更に、牡鹿郡の香取伊豆（カトリイツ）乃御子神社等は鹿島神宮と、経津主（ふつぬし）神を祭神とした下総国の香取神宮に由来したものであり、東北地方の太平洋側に、古来より王権との繋がりが深かった東の涯の当該二社の神威を背景とした東北計略が行なわれていたとしても不思議ではない。<sup>(39)</sup>特に、鹿嶋御子神（苗裔神）は海岸沿いにその多くが祀られ、貞観8年（866）には38社にも上ったという。上記の亶理郡内の3社も海岸線よりは左程遠くは無いものの、そうかと言って津波の直接的な被害を被る様な沿岸部には置かれていないことにも、一定の意義が感じられるのである。鹿島の神である武甕槌神（建御雷神、建御賀豆智命、建御加都智命）と香取の神経津主神が大国主命より天孫への国土割譲や、神武天皇東征に際しての霊剣授与等、日本の建国神話、王権に依る国土経略に果たした役割が大きく、後にはそうした点に着目した藤原氏に依って、



写真：東日本大震災に依る津波被害を受けた宮城県亶理町荒浜地区（筆者撮影。鳥の海と呼ばれる汽水湖は、この付近の太平洋側では珍しく今に残存している潟湖である。亶理町立荒浜小学校のある場所は、江戸時代には幕府の御城米蔵の建っていた所であった。そこは阿武隈川の南岸すぐ傍であった為に、東日本大震災では、川を逆流して来た激しい津波に依る甚大な被害を受けた。同小学校敷地の東南角の交差点付近には、同津波襲来の碑が建っている。そこには、「犠牲になられた方々の鎮魂と慰霊に思いを籠め、今次の震災が永久に教訓となることを願ってこの地に建立する」と記される。地名、震災の記憶、震災遺構の在り方に就いて考えてみる必要があるのではなかろうか）

平城京東側に当たる春日山に当該二神が勧請され、同氏の氏神として位置付けられて行った。つまり第一殿へ鹿島神、第二殿へ香取神を奉祀して春日神社の基礎を築き、神階を徐々に夫々正一位、従一位勲一等迄引き上げ、少なく共、王権の東北地方攻略にとってその存在が好都合であった藤原氏に依り、皇室や同氏の行動の正当性を、この二神の偉力を以って説明しようとしたのである。<sup>(40)</sup> 又、当該二神が水と関わりを持っていたことにも留意すべきであろう。鹿島神は、航海術に優れ、航海を守護する神とされたが、孝徳天皇の時に、中臣鎌足等が当地の海上国造と那賀国造より土地を割譲させて神郡を設置した際に、ここを香島郡と命名したが、その時にあった沼尾（社）は、天の水が流下した池であったとする。香取神も、「日本書紀 卷二 神代下（天孫降臨）」<sup>(41)</sup>に「天神遣經津主（神）。武甕槌神使平定葦原中國。時二神曰。天有惡神。名（曰）天津甕星。亦名天香香背男。請先誅此神。然後下撥葦原中國。是時齋主神號（曰）齋之大（丈）人。此神今在乎（于）東國櫛（香）取（カトリ）之地也。既而二神降到出雲五十田狹之小（少）汀。而問大己貴神曰。汝將以此國奉天神（孫）耶（邪）以不（イナヤ）」と記される様に、舵取り、こちらもやはり航海の守護を司る神であったらしい。

ただ、当地の置かれた自然環境、つまり地震や津波に悩まされて来た歴史、という観点からは、又、別の視角も存在する。つまり、鹿島神信仰と共に拡散して行ったと推定される「要石信仰」の存在である。要石信仰自体は、管見の限りに於いては亙理郡内にはその存在が確認されない。ただ、要石信仰は鹿島神宮や香取神宮を基点として、管見の限りに於いては、①東海、近畿地方ルート、<sup>(42)</sup> ②東北地方太平洋沿岸ルート、を通じて拡散して行ったことが判明しており、同じ宮城県内にも、鹿島神社（宮城県加美町赤塚）に於いて現在でも要石信仰が見られる。管見の限りに於いては、少なく共、日本海側の諸地域には見られない習俗である。今では行われなくなっているものの、かつてはこれら東北地方の太平洋側諸地域所在の鹿島社でも要石を祀っていた可能性はあるかもしれない。



写真：宮城県加美郡香美町所在の鹿島神社〔筆者撮影。大きな要石は昭和48年（1973）に奉納された重量約10トンもの岩体であるが、旧来の要石と共に祀られている。それ程、当地に於いては現在でも尚、内陸地震に対する畏怖の念や地震鎮めの信仰が残存している証左でもあろう。旧来の要石は「安永風土記」には既に見え、高さ一尺二寸余、廻り四尺八寸余、頭の部分が方一尺余り出ているが地下にいる大鯰の背中に迄達していると信じられて来た。これは常陸国の鹿島神宮の要石がその原型であったとされる〕

### 2-3：石巻市所在の「荒浜」

石巻市の東部、南三陸金華山国定公園内にある大須崎の北東部には、「荒」と言う地名と共に、「荒浜」海水浴場がある。筆者が同所を訪問した平成25年（2013）8月22日現在では、海水浴場は遊泳禁止の措置が取られていた。同所は、北方にある峠崎と東方にある甲島とに挟まれた入り江、湾状の地形を呈しており、直接太平洋に面していることもあって、後掲写真にもある如く、平成23年3月11日の東日本大震災発生に際しては、津波が谷状の地形に沿って海岸線より約500メートル程遡上し、そこに点在していた家屋等を押し流したものと考えられる。

ところで、当該荒（浜）集落では、海岸線沿いに北上した岡の上に熊野神社を祀っている。海岸道路より直ぐの急な石段を上り、凡そ30メートル程の場所に社殿が建てられている。社殿前、石段上よりは直ぐ下に海岸を臨むことが出来る。熊野神社は、北海道より沖縄県に至る迄、熊野三山<sup>(43)</sup>の神が勧請され、分布する神社であるが、関東地方や東海、近畿地方にその多くが所在している。抑々当社は、熊野三社を祀る神社であるが、その三社の内、特に熊野本宮大社や熊野那智大社（第二殿）は、「家津美御子大神」（素蓋鳴大神）を根本の主祭神としている点に注目したい。つまり、家津美御子大神は日本へ造船術を伝えられたことから「船玉大明神」とも称せられ、古くから船頭・水主たちの篤い崇敬を受けていたからである。又、海原の支配者であるという一面もあったという。勿論、この信仰は当地の漁業振興に関わりを持ったものであって、必ずしも震災に起因していたものではないものの、津波被害の軽減を祈願していた可能性は排除することができない。西田長男氏に依れば、<sup>(44)</sup>熊野権現の縁起を本地物形式で語った中世の物語である「熊野の本地」<sup>(45)</sup>というタイトルを持つ絵入りの御伽草子（奈良絵本）を基にして、熊野信仰の本質は、西欧社会にも見られる熊祭りの風儀に纏わる野生人、熊人・毛人・葉人の民族宗教的な伝承と同一の手法を用いたものであるとし、人々は熊祭りに於いて自然や人間の蘇りを試みること、つまりは復活祭であると指摘する。熊野の「熊」は動物としての熊を指し示す用法であって、熊祭りの如き風儀は熊野三山に於いて最も顕著であったとする。若し西田氏の指摘が正しければ、被災よりの復活、復興を当地の熊野神社へ期待していたとしても不思議ではない。

ここでは他に社殿を建設する場所が確保できるのにも拘わらず、態々このような高台に社殿を建設したのは、神を民衆と同じレベル（物理的な標高）に置くことに対する畏怖心と、もう一つには度々襲来する津波対策、つまり、海岸付近にいても、短時間で高台へ退避することを可能とする、と言う二つの理由があったものと推測する。そこに態々熊野神社を勧請した行為は、単なる偶然の一致と言ったものではなく、退避すべきスペースも限られたこの場所に意図されて建設されたものと見て良いであろう。そこには、繰り返されて来た、震災、津波被害より得た、当地に於ける減災への知恵が見て取れるであろう。

『角川日本地名大辞典 4 宮城県』の「桃生郡 雄勝町」の項の「沿革」に依れば、半島部（北部）に所在している「荒（浜）」地区であるが、周辺の名振、桑浜、小島、明神、分浜地区と共に、中世由来の古碑等が発見されていないとしている。文永年間（1264～1275年）以後に建立された古碑は、荒浜地区とは反対側に当たる半島南側に所在する羽坂、大浜地区、及び西側に当たる船越地区では確認されており、更に南北朝期の古碑になると、荒浜南方の大須、立浜地区に於いても見られるようになる。これは、仏教文化の浸透に伴った地元の武士の急成長を物語るものであるとされている。南北朝期の古碑の多くが呉壺地区に集中していることを以って、戦乱を避けた武士等



写真：斜面を遡上して来た津波に依る破壊の跡（筆者撮影。谷状になっている地形の底になっている平らな部分に家屋等があった。津波は海岸線より約500メートル程度遡上して来たことが推測される。中央には彼方の海が見えている）



写真：海岸の直ぐ上の高台に建つ熊野神社（筆者撮影。砂浜より道路を挟んで直ぐの所に石製の鳥居と社殿に至る急な石段が続いている）

がそこへ移住したのか、或いは同地に信仰上の施設、古刹が存在していたのではないかと推測をしている。そうした周囲の状況下にあって、荒浜地区では中世以来の痕跡が検出されていないと言う事象からは、当地が、北東方向に向いた湾であることと、海岸線より狭小な沢に添う形で南へ行くに従って高度を上げていくと言うリアス式海岸地形であることより、津波に伴う海水の遡上が周辺他所と比べても著しかったことが推測される。それ故、上記の熊野神社に見られる様な高台（の避難所）が設けられたものと考えられる。近世に入ると、荒浜をも含む当所は仙台藩の領域とされ、11か村の浜より構成され、その他の9か村と共に桃生郡南方に帰属した。但し、荒浜は独立した形式での浜ではなかった。若しかしたら、近世に入っても尚、荒浜には定住した形式での人々の存在は無かったのかもしれない。明治29年（1896）6月15日の津波では、荒（浜）地区に於いて、約8.8メートル、雄勝で約4.4メートルの高さを記録し、流出家屋134戸、死者49人の被害を被った。更に、昭和8年（1933）3月3日の津波では、地震発生後約30分で、荒（浜）に於いて高さ約10.6メートル、雄勝で高さ約5.5メートルに達し、死者、行方不明者68人、被災家屋424戸の被害を出した。取り分け、北東方向を向いたリアス式海岸である事が被害を拡大させていた可能性もある。ただ、伊達政宗が慶長18年（1613）9月に、石巻市月浦より派遣した慶長遣欧使節団（支倉常長を始めとした180人）の乗船「サン・ファン・パプティスタ号」（陸奥丸、伊達丸）は、雄勝湾内の呉壺で造船されていた如く、当地の地形上の特性を生かした造船が新たな産業の種を蒔いたとすることも出来る。この系統の造船技術は、江戸幕府の鎖国政策に依り一旦途絶したが、現在でも、石巻市や女川町では造船業も行なわれているのはその名残であると言っても良いのかもしれない。

### 3. 新潟県の日本海沿岸に所在する2つの「荒浜」に於ける事例 ～地名に見る災害対処の文化論2～

#### 3-1: 柏崎市所在の「荒浜」

『日本歴史地名大系第15巻 新潟県の地名』<sup>(46)</sup>の「荒浜村」の項では、「日本海の暴風飛砂により、荒砂原や鯖石川が堆積・流変を繰返し、しばしば境界争いの因となっている」とし、元々は「かりやはま」とか「かりわ浜」と称した荒砂の原野であったとする。又、同書同項や、『角川日本地名大辞典 15 新潟県』<sup>(47)</sup>の「荒浜〈柏崎市〉」の項にも見られるが如く、「柏崎から椎谷まで、会い（間）に荒浜荒砂悪田（芥）の渡しがなか（なきゃ）よかろ、渡しがなか（なきゃ）よかろ、会い（間）に荒浜荒砂悪田（芥）の渡しがなか（なきゃ）よかろ」と民謡三階節に詠まれているが、ここでも柏崎から海岸線沿いに北上した椎谷に至る条件の悪い沿岸部の情景が描写されているのである。しかし、この三階節も17世紀中葉（以降）の成立とされ、<sup>(48)</sup>現在の処、それ以前に迄遡ることは困難である。従って、そこに描写された柏崎、刈羽地域沿岸部に於ける様相も、古くても近世初頭のものということになるのである。抑々、柏崎、刈羽地方の室町、戦国期以前に於ける様相に関して、数々の疑問や不明な点が存在していることに就いては、既に明らかにしている通りである。<sup>(49)</sup>『柏崎市史 上巻』（第9章 「段丘・砂丘・平野の形成」）<sup>(50)</sup>に依れば、柏崎平野の地質構造はN値<sup>(51)</sup>に依り、下部柏崎層、上部柏崎層、最上部柏崎層とに区分され、層厚は100メートル以上にも達するとしている。地表に近い最上部柏崎層は、粘土層、シルト層、砂層等の不規則な互層であり、中でも粘土層、シルト層のN値は5以下で、場所に依っては0に近い軟弱な地層も存在する。柏崎平野の形成過程では、数度に及ぶ気候の温暖化に伴ない、入江（古柏崎湾Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）を形成しながら現在に及んでいるとされる。特に縄文時代前期中葉（紀元前3,500年ごろ）にかけての時期に上部柏崎層が堆積したが、当該期の海水準上昇（縄文海進）のピーク時には、現在の海水準よりも2メートル程度高かったとされる。そして、縄文時代後期（4,500～3,000年前）の海水準のやや高かった時期に生じた古柏崎湾Ⅲに最上部柏崎層が堆積し、この入江は次第に埋め立てられて、現在の柏崎平野に於ける平坦面（柏崎面）を形成したとするのである。柏崎刈羽地区所在の古代遺跡、製鉄遺跡、須臾器遺跡等の分布状況を見ると、<sup>(52)</sup>官道としての北陸道沿線や、平野周縁部で丘陵、砂丘との境界地域に集中していることから見て、そこに一定の集落が形成されていたものと推測されるが、現在の平野部に当たる地域には殆ど人間が生活していた形跡が窺われない。これらのことは、中世以前に於ける当地の様相や、人々の存在を考察する際にはポイントとなるであろう。

軍記物の「義経記 巻第七」<sup>(53)</sup>（室町初期以降の成立とされる）の「三の口の關通り給ふ事」には、「直江の津より船に召して、米山を沖懸に三十三里のかりやはまかつき、しらさき（椎谷～大崎の間か）を漕ぎ過ぎて、寺お泊に船を著け」という記述もあるが、このかりやはまと称された地域（の南端付近）を現在の荒浜付近と比定する説もあるという。ただ、義経記の記述に見られる如き、比較的整備されている越後国沿岸部に於ける（港湾施設の）状況というものが、鎌倉時代初期という時期に推定することが可能であるのかどうかに関しては、筆者は前稿<sup>(54)</sup>に於いても疑問を呈した。応仁、文明の乱の直後、戦国初期に入り、臨濟宗一山派の万里集（周）九に依る漢詩作品集である「梅花無盡藏 第三上」<sup>(55)</sup>長享2年（1488）10月9日条に於いて、万里集九は柏崎方面より頸

城方面へと旅路を歩むが、そこに「入柏崎カシハサキ。々々市場之面三千餘家。其外深巷凡五六千戸。深泥没股力彌微。暮鼓鑿々就柏崎。民戸三千市場面。滿棚鱒尾帶潮肥」と記されるのが、都市化した後の柏崎の姿を窺えるものの初見ではあるが、合計9,000戸、仮に民戸一軒当たりに5人の居住を想定しても、45,000人も人口を擁する大都市ということになってしまう。果たしてそれ程大量の人々が何を生業として柏崎の町方で生活を送っていたのであろうか。確かに、15世紀末に至り、記事にもある鱒等の海産物市場の存在や、青苧と言った商品作物、莊園年貢等の物資の当地方に於ける集積地、西方への積出港としての機能を果たしつつあった柏崎、と言う観点からはある程度の整合性はあるかもしれないものの、しかし、当該「梅花無盡藏 第三上」に現れる万里集九の柏崎に関する記事の採用には慎重にならざるを得ない。当記は彼が帰洛後にまとめて清書した可能性もあることより、若しかしたら、直江津と混同していたことも考えられる。

品田盛保氏所蔵に依る庄屋家品田氏の系図では、<sup>(56)</sup> 荒浜地域が「かりわ浜」と呼ばれた荒砂の原野であったが、天文年間（1532～1555年）に信濃国更級郡小森沢郷長品田重親の孫に当たる新左衛門春房が来住したとしている。これが、現在柏崎市荒浜地域を中心として展開している品田氏の祖先に当たるものなのかもしれないが、当地への移住の理由ははっきりとしない。ただ、当地が「荒浜」と史料上に明示される初見は、永正7年（1510）4月19日のものと比定される、反町英作氏所蔵発智氏文書第一巻所収発智六郎右衛門尉宛上杉憲房感状<sup>(57)</sup>に於いてである。これは、越後国守護であった上杉房能が、対立していた同国守護代長尾為景に依って、同4年8月7日に越後国頸城郡の天水越で関東に逃れる途上敗死させられたことに対する報復戦の一環であった。そこでは、関東管領上杉顕定方の部将であった発智六郎右衛門尉が、越後国守護代長尾為景方の勢力を、同7日に「刈羽郡荒浜一戦」で討ち取り粉骨した旨を長尾肥前守某が註進したとするものである。当該感状は、顕定の子である憲房が彼の戦功に対して感じ入った旨を本人へ伝達した内容である。これより遡る同2日には、紙屋庄深沢（新潟県長岡市）に於いても一戦を交えたことより、戦場が中越地方の東部より西部、沿岸部へと移動していた状況下での出来事であったらしい。ただ、荒浜に於いて戦闘行動があったとしているだけで、そこに集落等、人々の存在は見取ることが出来ない。当時、荒浜地区に人々がいなかったため、そこが戦場とされたと解釈することも出来得る。しかし、上記の事例よりも、地名としての「荒浜」は早ければ室町時代中期には成立していた可能性がある。その成立契機も『角川日本地名大辞典 15 新潟県』の「荒浜〈柏崎市〉」の項で推測する如く、「風波が荒く砂の害が多いことによる」とする理由が全般的な外れであるとも考えられない。同書「荒浜砂丘〈柏崎市〉」の項に依れば、柏崎市の鯨波地区より宮川地区に至る長さ約23キロメートル、幅約2キロメートルに及ぶ荒浜砂丘の北辺部に近い位置に所在する荒浜地区であるが、この海岸砂丘自体が北東部に行くに従ってその標高を高くし、大湊地区付近では90メートルにも達するとし、地形上、その高くなる南西側に位置しているのが荒浜地区であるという点が荒浜の来歴を考察する上でのポイントとなり得るかもしれない。つまり、荒浜地区の南側で日本海へ注ぐ鯖石川の河口の近くに当たると言うことである。現在の鯖石川河口近くの河道も、橋場町付近に於いて大きく南側へ湾曲しており、直線的には海と繋がっていないのである。これは、特に冬季に於ける日本海の高波に伴ない、河川水の海への流入がスムーズに行かずに、河川水が河口付近で滞留することが多かったことがその主たる理由であると考えられるが、度重なる河道や河口部の変更を推測させる事象でもある。国土地理院発行の1：25,000地形図（長岡8号-4、平成19年7月

1日発行)に依ると、鯖石川自体にも、蛇行(跡)や、かつての三日月湖の痕跡らしい地形も残存しており、可能性の一つとして、かつての河口がもっと荒浜集落の直ぐ傍、現在の松波付近で直線的に日本海へ接続していた時期もあったのかもしれない。「松波」という地名自体も新潟県、石川県、千葉県、宮城県、山形県(山形市)、兵庫県等、日本の所々に存在しているが、その多くは沿岸部や比較的大きな河川流域に所在するのである。こうした事例は、柏崎市市街地付近に於いて日本海へ注いでいる鵜川では更に顕著であって、近年迄はJ R信越本線鵜川橋梁北側付近より大きく東側に湾曲しながら現在の河口で日本海と接続していたのである。昭和53年(1978)6月26日の梅雨前線に伴う豪雨は当地にも大きな影響を与え、2級河川鵜川に於ける「河川激甚災害対策特別緊急事業」に依る河川改修の契機となり、同59年3月27日に「鵜川激特事業」は竣工を迎え、湾曲部は直線化された。又、流域では蛇行の痕跡と共に、柏崎市上方付近には、現在でもはっきりとした三日月湖が残存している。当地に於いて、河川が直線的に海と接続することが出来なかった理由に就いて、更に検討を加える必要がある。

抑々、「波」とは、『大漢和辞典』の「波」の項に依れば、16の意味、用法を登載する。それらは、①なみ、②なみだつ、③水が涌き流れる、④うごく、⑤うるほす、⑥めぐみ、⑦めづかひ、目の光、⑧走る、⑨あがく、⑩尊者の敬称、⑪語勢を強める助辞、⑫書法の名、⑬川の名、⑭姓、⑮つつみ、⑯川に沿って行く、である。これらを見る限りに於いては、特に災害やその痕跡を示す様な用法は無いと言うことが出来る。イメージとしても、揉め事や足掻くといった否定的なニュアンスを含ませる場合もあるし、潤すとか、恵みの絶えない喩として肯定的な意味で捉えられることもあり、この語自体に両極端な意味用法が包括されていることに注目しなければならないであろう。ただ、地名としての「松波」と言った場合には、波字を単なる水の動きとしてではなく、⑬の用法にあるが如く、宋の丁度等が仁宗の勅撰を奉じて宝元2年(1039)に成立した韻書である「集韻」に「陂、説文、阪也、或作波」とする用法を用いて、海岸沿いの松林が自然堤防の様な小高い景観を形成している場所として捉えるべきである。「浪」の方も同辞典に依れば、①なみ、②なみだつ、③起る、④うごかす、⑤ほしいまま、⑥みだる、みだら、みだり、⑦たはむれる、⑧おろそかなさま、⑨姓、⑩富阿浪(英米の尺度の名)の略、等主として10の意味用法を登載している。「波」の語と比較して、肯定的なニュアンスが見られず、この内⑤～⑦の用法に着目するならば、かつての津波の痕跡を示唆する使用法も理解される。上記の仙台市浪分神社や沿岸部各地に散在する浪切不動尊に於ける用例がその具体例であろう。当該「波(浪)」の語がかつてその場所に於いて発生していた津波や、その被害を示唆している可能性に関しても、尚一層の検証を要するであろう。そうした要素も荒浜と言う地名の成立には込められていたことも推測される。このことと関連して、荒浜地区の北方に所在する椎谷地区<sup>(58)</sup>に所在する真言宗豊山派の大辻山正福寺華蔵院(椎谷観音)に就いて検討をする必要がある。当寺は弘仁年間(810~824年)の創建とされ、近世には椎谷藩主堀氏よりの崇敬もあったとする。本尊である正観音像は弘仁2年(811)に村民が海中より引き揚げたものであるという。所伝を信じるならば、既に平安初期の段階に於いて、この場所に寺院の建立を見たということになる。つまり、集落や人々の存在が想定されるのである。正観音像自体は、沈没船よりの引き揚げ品、若しくは漂流品なのかもしれないが、それを信奉していた人々が当地に存在していたことになる。更に、境内には堀氏に依って勧請されたとする香取神社がある。先述の様に、香取神も舵取り、つまり航海の守護を司る神であった。それ自体は、当社へ海上安全祈願の

船絵馬が奉納されていることと合致するが、それと共に香取神社にも要石信仰を伴っていたことを留意すべきであろう。単なる海上交通の安全を祈願する意図だけではなかった可能性（つまり、地震鎮め）に就いても検証を行なう必要性がある。又、荒浜地区より東京電力柏崎刈羽原子力発電所を挟んで直ぐ北方、椎谷地区南側に位置する大湊地区では、縄文時代全期を通じて存在していたとされる大湊遺跡<sup>(59)</sup>が存在する。これは、刈羽砂丘の海側に位置しており、砂丘下約6メートルの地点（現在の海水準）より縄文全期を通じた土器等が出土している。取り分け、当遺跡出土の縄文前期の土器は底面から器面全体にかけて刺突文が見られることより、室谷洞窟遺跡（新潟県東蒲原郡阿賀町）や芦野七夕野遺跡（青森県五所川原市金木町）より出土した縄文前期前半に於ける土器との類似性が指摘されている。つまり、荒浜地区の直ぐ北方に当たる地域に於いて、今から16,000～15,000年前の段階より、当地に人々の存在を認識することが示唆され、然も彼らは北方地域との交流、交易を行なっていた可能性すらあるのである。上述の如く、縄文時代前期中葉（紀元前3,500年ごろ）にかけての時期に上部柏崎層が堆積したが、当該期の海水準上昇（縄文海進）のピーク時には、現在の海水準よりも2メートル程度高かったとされ、縄文時代後期（4,500～3,000年前）の海水準のやや高かった時期に生じた古柏崎湾Ⅲに最上部柏崎層が堆積し、この入江は次第に埋め立てられて、現在の柏崎平野に於ける平坦面（柏崎面）を形成したとするのである。これに従うならば、縄文時代前期、つまり現在の柏崎、刈羽地域の平野部が形成され始める時期に、その周縁部に於いて既に人々の存在が認められ、そこでは北方の芦野七夕野遺跡等との交渉が存在していたとするならば、その近隣に所在する三内丸山遺跡（青森市）との交流も想定され、そこに見られる様な、定住生活、確認された栽培（農業）技術の獲得といった、長期定住形式の生活が営まれていた可能性についても示唆を与えるものであるかもしれないのである。更に、時代は下るが、永正7年6月12日には長尾為景方の高梨政盛が椎屋（谷）城に籠城した上、関東管領上杉顕定を撃退した記事が寛文12年（1672）成立の軍記物である「鎌倉管領九代記」<sup>(60)</sup>に記載されるので、少なく共、椎谷地区がかなり早い段階より人々の居住、活動の拠点として存在していたことは明らかである。

国土地理院発行の1：25,000地形図（長岡8号-4、平成19年7月1日発行）を見ると、荒浜地域をも包括する柏崎市、刈羽村地域に於いては、幾つかの地名より解読される特徴がある。①他の地域に於いては比較的に残存している中世期由来の地名が殆んど見当たらないことである。例えば、上述した在家等である。荒浜砂丘の東側、J R越後線沿いには刈羽村十日市（十日の日、10日毎に開催される市）があるが、その起源は不明である。又、柏崎市安田地区には中世の城郭址である安田城址があって、その東側には城之組の地名が残存している。安田城は、大江広元、毛利経光を祖とする越後毛利安田氏の居城であった。そして、元城町は、室町、戦国期の枇杷（琵琶）島城由来の地名であると推測される。城主は、越後国守護上杉氏被官であった宇佐氏であるとされているが、その築城時期は不明である。ただ、守護上杉憲顕の越後国入部以降ではある。更に、穀倉院領とされる比角荘の荘域は、現在の柏崎市比角の由来を想起させるものでもあるが、必ずしも両者（の区域）が一致しているとは断定することができない。それは、先述の如く当地に於いては鵜川や鯖石川の度重なる河道変更が想定されるからでもある。それ以外にも、当荘に関する情報が極めて少なく、その実態が判然としていないことにも依るのである。奥野高廣氏<sup>(61)</sup>に依れば、穀倉院とは畿内や諸国より調進される調銭を受け入れ、饗饋用に当てた官司であって、承和元年（834）

7月に西南区地長二十丈、広十二丈の地が見えるのが初見であるとする。鎌倉期には比角荘が穀倉院領として登場するが、南北朝期には大炊寮の所管として残存していて、大炊寮頭の中原氏がこれを管領していたとし、当該期の穀倉院領よりの収益は朝廷の儀式用途としてではなく、知行主の経済対象であったと指摘する。穀倉院自体の設立契機は、9世紀初頭に京師在住の窮民に充てる非常用貯穀庫として設置されたい。筆者が前稿<sup>(62)</sup>に於いても指摘した如く、比角荘よりの京進物も米ではなく、塩や鉄、海産物等、当地の特産品を以って行なわれていた可能性が高いであろう。それは当地の中世前半期に至る土地の状態より類推したものであった。つまり、柏崎、刈羽地域の殆んどは低湿地帯や湖沼地帯となっていて、人々の存在も丘陵と平野部との境界付近で細々と営まれていたものであったとしたのである。水田経営は余り行なわれていなかったのではないかと推測した。ところが最近、柏崎市内宝田地区に於いて、国道8号線バイパス工事に伴う現水田地帯発掘調査の結果に依り、筆者のこの推測が修正されることとなった。それは、新潟県埋蔵文化財調査事業団が国道8号線柏崎バイパスの建設工事に伴って発掘調査を進めている宝田遺跡に於いて、平安期～中世にかけての水田跡や掘立柱建物跡の柱穴が検出されたことである。同遺跡は、国道8号線と北陸自動車道とに挟まれた現水田地帯に所在する標高約4.5メートルの沖積地に所在している。ここでは、南北約670メートルの範囲で水田が経営され、上層の北東部では東西南北に区画された約10メートル四方の水田跡があって、畔の一部には黒色土を盛って造成されたものもあったとする。更に、南側を中心として深さ約0.5～1メートルの土坑が10基確認された。又、下層部の水田は、一辺が約4メートルで何枚も複雑に入り組んでおり、水路は南北、東西方向に貫く川状に幅の広いものから、幅約20センチメートル～約1メートル程度のものが枝分かれして、杭が打設されている部分や、池状の深い部分も発見された。そして、水田近くには、掘立柱建物跡の柱穴が検出され、平安期の土師器や須恵器の破片、炭化米も出土した。<sup>(63)</sup> 当該発掘調査の結果に依れば、平安期～中世にかけての時期に於いて、現鯖石川南側に当たる宝田地域では、耕地化と何らかの建物跡、つまり人家の存在も類推される。一部には畔が確認されることより、乾田化への過程が窺えるが、水路が縦横に走っていることより、給排水技術が高度な状態にあったことが推測されるのである。ただ、これらの水田がこの後継続的に営まれて行ったのかどうかに関してははっきりとしない。これらの給排水施設は、現在ではその東側より北方を湾曲しながら日本海へ注ぐ鯖石川を利用したものであると推測されるが、当時も現在の河道を通っていたとは限らないので、その氾濫に依る大きな影響を蒙ったことはほぼ間違いのないであろう。更に同市半田字箕輪～琵琶（枇杷）島にかけての箕輪遺跡よりの発掘成果も、同様に奈良～平安期に於ける当地での人々の存在を裏付ける。

②当地域では、柏崎を始めとして、地名に植物由来の文字を用いることが多いという特徴がある。それらは、藤（藤井、藤橋、藤元）、茨（茨目）、槇（槇原）、桜（桜木）、松（松波、松美）、柳（柳田）、椎（椎谷）等であり、この地域に於ける地表面の元来の形状や成立を想起させるものである。比較的、多様な植生を持った地域ではあるが、人々の営みに由来した古代、中世の痕跡を物語る地名が少ないのは、人々が使用するのが困難な土地が広範囲に渡って展開していた証左ではなからうか。

③色を表す地名は赤（赤坂）、緑（緑町）であるが、赤坂の赤色は赤土質の土壤に由来している可能性がある。それ以外には色彩に関わる地名は当地に於いては見当たらない。その理由は、現在の柏崎、刈羽地域の平坦部が水で覆われた湖沼地帯であったからであるという推測も可能であるかもしれない。



写真：柏崎市荒浜地区より米山を臨む（筆者撮影。荒浜地区での海岸砂丘の発達は余り見られないが、そうした状態が南西側に当たる柏崎市市街地方面にかけて続いている）

ところで、荒浜地域の近世に於ける状況<sup>(64)</sup>であるが、元和2年（1616）～同4年迄の期間が越後国長峰藩牧野忠成の知行となっていた以外の時期は、同高田藩領、又宝永3年（1706）よりは同与板藩領として推移した。当地の生産高に就いて見てみると、「正保国絵図」（正保年間、1644～1648年）では高3石余、天和3年（1683）の「越後中将御領覚」では高16石9斗余、元禄6年（1693）の「村明細帳」（柏崎市立図書館所蔵）では、高16石9斗余の内訳に於いて、塩高が13石8斗余で**田地は無く**、他の3石余は屋敷高とされている。又、戸数40、人数310、馬16、産業は製塩業と鰯漁（干鰯生産用）が主体であって、漁船17

隻を保有していたとされる。村の広さに関しては、南北1町、東西50間とされている。「天保郷帳」（1830～1844年）では97石余、幕末に近い安政5年（1858）の「御公役様方海岸御見分御案内者手控」（柏崎市立図書館所蔵）に至って漸く、戸数263、荒浜16石余の他に**新田69**、男1,030、女1,041とされ、新田は高84石4斗余が開発されたらしい。又、新田の家数として69、船13、新田船数10があった。口碑に依れば、<sup>(65)</sup>当地に於いて開発された新田は、荒浜地区より南西の悪田村との間で繰り広げられていた鯖石川の川尻（川口）争いに備える目的の境界番として、天和年間（1681～1684年）に荒浜地区より移住して開発されたとしている。荒浜村では、隣接する悪田村との境界線争い、干鰯争い、刈羽村との流鯨争い等、權益の収奪を通じた争議を抱えていた。つまり、農業経営という観点に於いては、近世に入っても尚、荒浜地区は殆んど耕作不可能な土地のままであり、幕末近くに至ってやっと新田開発があった、即ち稲作が開始されたことになる。それ故の近隣地域との争奪戦ということであろうが、それは取りも直さず、荒浜地域の耕地生産力が近世を通じて低かったことの証左であろう。しかし、その分を製塩や漁業が補完しており、決して貧しい海浜地域であったことを意味するものではない。

### 3-2：上越市所在の「荒浜」

柏崎市より海岸線伝いに西へ約35キロメートル程移動した、同じ新潟県の上越地方にある上越市の沿岸部にも「荒浜」の地名を持つ場所が存在している。そこは、県道468号線に沿って、その両側に集落が展開している場所である。やはりここでも近世に至る経緯を辿ることは困難である。縄文期の上越市域平野部の様相は、現在とは大きく異なり、上記柏崎、刈羽地域同様に潟湖が広がる地域であったとされる。更に海岸砂丘が発達していたと言う点に於いても、柏崎、刈羽地域と類似の地域特性を有すると言っても良いかもしれない。中世に至るまで、当地が新潟県域の政治的な中心地足り得なかった理由に関しては、筆者は以前にも論及しているが、<sup>(66)</sup>当地がかつて広範な潟湖や低湿地帯であったこともそうであるが、関川上流部に位置する新潟焼山と妙高山の火山活動に

伴なう同川下流部としての頸城地域への影響を指摘したのである。新潟県域（除：佐渡島）に於ける古墳の分布状況も平野部のど真ん中と言うよりも寧ろ、平野部と丘陵部との周縁部、河川沿岸域にその多くが分布していることも、<sup>(67)</sup> 当地をも包括する新潟県域に於いては、現在の平野部に当たる場所の形状が、今とは大きく異なり、低湿地帯、又は湖沼地帯であって、殆んど生活拠点、生産拠点としての用を果たさなかったことに依ると推測されるのである。河川流域に古墳が多く築造されたのは、古墳の築造に拘わる資財運送等、工法上の理由もあろうが、河川の沿岸には適した陸地があったこともその大きな理由ではあろう。卯田強、工藤力氏「新潟県高田平野の微地形と遺跡分布」<sup>(68)</sup> に依ると、縄文期は西頸城丘陵周縁の段丘群と潟町古砂丘上に遺跡が多く分布するとし、潟町古砂丘の内陸側、つまり大養一大潟低地帯では縄文海進の影響を受けて、古砂丘が砂嘴あるいは半島のように突き出た内湾だったと推定していて、ここにたくさんの遺跡が点在するとしている。<sup>(69)</sup> 荒浜地区もここに存在しているのである。これらの遺跡よりの出土品の中には石錘が多く含まれることから、当地では漁業が営まれていたと推察されるが、丘陵周縁部に存在した集落が狩猟中心であったのと対照的であるとする。高田平野は、密度の差こそあれ、旧石器時代から一貫して遺跡が分布しており、時代が下がるに連れて丘陵部から海岸部に向かって次第に生活の場が移動してきたことを示すとす。気候の温暖な平安期には完新世段丘面全体が開発され、ラグーン性低地の方は気候が再び寒冷化して海水準が若干低下した江戸期迄待たなければならなかった。一方、新潟平野ではこの様な微地形の特徴と遺跡の分布とは全く異なっており、新潟平野は極めて平坦で標高が低い為に、胎内川等の扇状地を除き、平安海進の影響を強く受けて遺跡分布がリセットされ、室町期以降に新たな開発が行われていると指摘するのである。

国土地理院発行の1：25,000地形図（高田9号-4、平成19年11月1日発行）を見ると、荒浜地域をも包括する高田平野地域に於いては、幾つかの地名より解読される特徴がある。①海岸砂丘上には、北西方面より順に、上下浜、雁子浜、九戸浜、四ッ屋浜、土底浜、下小船津浜、上小船津浜、洪柿浜、西ケ窪浜、夷浜、遊光寺浜、**下荒浜**、**上荒浜**、と言う様に、～浜とする地名が連続していることである。潟町古砂丘上に整然と分布しているこれらの地名からは、当所がある程度の長い時間に渡って人々の生活痕跡を有して来た証左であろうと推測する。このことは、上記卯田強、工藤力両氏に依る指摘とも合致する。ただ、下荒浜、上荒浜のみを特段、荒浜と名付けた必然性が判然としない。現在の関川、保倉川河口に一番近い海浜を、取り分け「荒浜」と名付けたのには、地形的な土地の形状、或いは過去に発生していた何らかの災害が起因させていた可能性に関しても検証を行なう必要がある。上記の柏崎、刈羽地域に於ける鶴川や鯖石川に於ける事例の様に、特に冬季の季節風や高波に伴なうと考えられる日本海よりの影響で、度重なる河口部の変遷がそうした地名の契機として考慮されるかもしれない。又、夷浜（えびすはま）は「頸城郡絵図」（文禄年間）以前の記録は見当たらないが、蝦夷（えみし）と通じるものか、未開の海浜、荒々しい浜辺という語義に着目するならば、実質的には荒浜と同義に解釈される。②現在でも、高田平野の東部では農業用の溜池として利用されている池や、湖沼の名残が見られる。保倉川の河道変更に伴なう三日月湖をも含め、池（蜘蛛池、上池田、下池田）、天（天ヶ崎）、井（五野井、黒井、榎井、大坂井）、和泉（和泉新田）、島（里鶴島新田、山鶴島新田、下中島、西野島、手島、中島、東中島、西福島、浮島、島田）と言った水の存在を想起させる語を使用した地名が当地に散在しているのは、当該地名の使用が始まった当時に於いて、当地では水が豊富、或いはその逆に水害に悩まされてい

たことの証左であろう。③「潟田」の地名よりは、かつての湿田の存在を類推させる。それが平野周縁部で、尚且つ砂丘との境目に存在するのは、未だ平野部への乾田の導入が困難であった当時の稲作が、平野周縁部に設けられた湿田を基に細々と展開して行ったことの名残であろう。④「新田」の地名が吉川区より柿崎区、大潟区にかけて散在しているのは、近世に入って平野周縁部で、尚且つ砂丘や丘陵との境目付近に於いて、盛んに新規開発に拘わる乾田が出現したからであろう。しかし、頸城区では比較的新田を冠した地名が少なくなっている。特に、荒浜地区近辺には全く見当たらない。荒浜の南東方向には「浮島」の地名があり、近世に入っても尚、荒浜地区南方、及び南東部が湖沼地帯であったことの証左であろう。荒浜地区近辺には「田」の語自体を使用した地名は見当たらない。これは、荒浜地区付近に於いては、近世に至っても尚、下記の如く、中々耕地化が進展しなかった証左であろう。ただ、頸城区や吉川区では、一転してそれが多用される傾向にあり、特に近世以降、湿田、乾田両様の水田が混在する様になり、取り分け、頸城区域平野部では、⑤の存在とも考え合わせ、より条件の悪い湿田タイプの水田が広がっていた可能性がある。⑤片津、西湊、日根津、舟津と言った、内陸水運をイメージする地名が頸城区平野部に散在している。これは、保倉川、或いは内陸水面を利用した水運が盛んであって、これらの津や湊が人々の移動や物流の拠点となっていたことの名残であろうと推測される。『訂正 越後頸城郡誌稿 上巻』<sup>(70)</sup> [大養(おおぶけ)郷万象]に依れば、「往古ハ美守郷ノ内大潟水溜ニシテ、北ハ犀浜ノ砂原、南ハ三分ノ一原等ノ野原ニ連リ茫然タル平地タリシニ、寛永年間新開シテ一郷ノ地トナルト云。故ニ溜ニ添タル村名ニ舟津・片津・日根津等アリ。是大養郷ノ三津ト云」として、近世初頭迄は当地域が使用不可能な平原であったとし、広がっていた湖沼を利用した形式の内陸三津の存在を指摘するのである。これら三津が特に増水期にあっては小島の様な形状になっていた可能性も示唆される。更に、「下美守(しもひだもり)郷万象」でも、「七池(坂田池、袴池、犀ヶ池、朝日池、鵜池、蜘蛛ヶ池、天ヶ池)ハ犀浜ノ砂原ノ大潟ノ間ニアルモノニシテ、当郡ニテ池ノ多キ所ハ此辺ヲ以テ第一トス。享和年間ヨリ砂原ニ松苗ヲ植付テヨリ松林池辺ヲ巡リ、白砂清ラカニ風景モ佳ナルヲ得タリ」として、湖沼の名残が当初に於ける池(溜池)の多さを類推させ、松林も享和年間(1801～1804年)、即ち19世紀に入ってから整備が進んだものであるとしているのである。それ程、当所の開発が困難であった証左ではあろう。⑥現在の保倉川北側に位置する「上三分一」、「下三分一」という地名よりは、中世に行なわれた「下地中分」の可能性を想起させる。鎌倉期の地頭が実質的に下地進止権を持っていた荘園に関して、その領主との紛争解決手段として荘域の下地自体を割分した上で、互いに干渉、侵犯を行なわないこととしたものである。それと共に、荒浜地区北西に位置する「城野腰」という地名よりは、中世城郭の存在が見て取れるかもしれない。更に、「坪野内」という地名よりは、古代～中世に行なわれていた、坪毎に田畑の所在地や、その面積を示す行為、又は、その帳簿自体をも意味した「坪付け」の可能性を想起させる。⑦現在の保倉川南側に位置する「上五貫野」、「下五貫野」という地名よりは、戦国、織豊期に於いて、田地の面積をその田地で収穫可能な平均的米量を通貨に換算し、「貫」を単位とした貫高を以って税収の基準とした土地制度であった貫高制に由来するものと推測する。当該期には、武家の知行高も貫という貨幣価値に置き換えて表し、その貫高を基礎的データとして各家臣の負担すべき軍役を決定したのである。大名は家臣の知行地から上がる収益を貫高に依り統一的に把握し、相応の兵員、軍装等を賦課する貫高制を以って、軍役体系としての整合性を図った。特に戦国期に至っては、支配階層の貨幣需要が

進んだことに依り進展したとされる。当所に見られる「上五貫野」、「下五貫野」の地名が貫高制に由来するとしたならば、当地が長尾氏、上杉氏の治世下、つまり南北朝期末頃には乾田化していた可能性も示唆されるであろう。⑧当地域では上記柏崎、刈羽地区と同様に、地名に植物由来の文字を用いることが多いという特徴がある。それらは、柿（柿野、柿崎、渋柿浜）、松（松本、松橋、松村新田）、榎（榎井）、柳（柳町、上柳町、下柳町、中柳町）、花（花ヶ崎）等であり、更に、水性の鳥類（水鳥）である雁（内雁子、雁金山）、鶺鴒（山鶺鴒新田、里鶺鴒新田、鶺鴒ノ木、鶺鴒ノ池）を用いた地名が高田平野北西部に多いのも、低湿地帯が多かったこの土地の由来を想起させるものでもあろう。『新潟県史』通史編1 原始・古代〔18～20頁（序章：自然環境・第2節：沖積平野と砂丘の時代）〕に依れば、花粉化石の分析結果より、上部高田層の下部～中部（10,000年～7,500年前、先ボレアル～ボレアル期）ではトウヒ属、モミ属が多く、中部（7,500～4,500年前、アトラント期、縄文海進期に該当）ではブナ属が多数であるとしている。上部（亜ボレアル期、弥生時代の小海退期に該当）にはブナ属、ツガ属が多いとする。ツガ属はマツ科に分類される。つまり、当地に於ける松の語を使用した地名に反映されているのであろう。⑨色彩を示す地名は柏崎、刈羽地域同様、多くは無い。青（青野）、黒（黒井）のみである。上記の如く、水面が広がっていたとするならば、色調は単調となり青や黒で表現されたとしても不思議ではない。黒色は水の流れを表わす色でもある。以上の9項目は、この地域に於ける地表面の元来の形状や成立を想起させるものである。比較的、多様な植生、生態系を持った地域ではあるが、人々の営みに由来した古代、中世前期迄の痕跡を物語る地名が少ないのは、人々の使用するのが困難な土地が展開していた証左ではなからうか。

ところで、当該荒浜に対しても、やはり近世以前の様相は殆んど判明してはいない。文禄年間（1592～1596年）成立とされる「頸城郡絵図」では、「善光寺分広郷又五郎分 上荒浜 下」、「関惣兵衛分大あらはま 中」と記載され、夫々本納14石3斗、縄高4斗8升6合、家11軒、33人、又、本納46石3斗6升、縄高5石7斗9升、家25軒、105人とされているのが、文献史料上での初見ということになる。<sup>(71)</sup>その後、上荒浜村は「正保国絵図」（正保年間、1644～1648年）では39石、「元禄郷帳」（元禄年間、1688～1704年）では14石7斗余、そして「宰浜村々高寄帳」〔宝永7年（1710）頃か〕<sup>(72)</sup>でも石高は同前の14石7斗余、その内、田方高は4升（反別1畝余）、屋敷高1石5斗余（反別3反1畝余）、塩高13石1斗余（反別1町4反余）、役高9石9斗余で石高自体には殆んど変化が無く、然も塩高がその殆んどを占めていたので、田地の開発は18世紀に入っても尚、難しかったということになる。一方の下荒浜村の方も、その後、「正保国絵図」では高24石、「元禄郷帳」では222石2斗余〔「天保郷帳」（天保年間、1830～1844年）に見える荒浜新田<sup>(73)</sup>の高209石7斗余を含むとされる〕、「宰浜村々高寄帳」では高12石4斗余、その内、田方高1石3斗余（反別2反7畝余）、塩高11石1斗余（反別1町2反余）、役高は8石3斗余、の如く却って石高は減少に転じているのである。こちらも塩高が殆んどであるから、米は全くと言って良い程、生産されてはいなかったことになるのである。『訂正 越後頸城郡誌稿 上巻』では、「此黒井浜ヨリ柿崎浜迄ハ、往古ハ荒ビタル砂原ニテアリケルニ、中古年ヲ追フテ人家増加セリ。サレドナホ、塩屋漁家ノミニテ砂原ニ散在家居シテ有ケルニ」として、中世以降に人家が北国街道（奥州街道）沿いに増えて行ったとしていて、それらは製塩や漁労に拘わる人々の家であった。稲作を主体とした農業経営の形態ではないのである。更に、「梅花無盡藏 第三上」長享2年（1488）10月11日条で万里集九は

柏崎方面よりやって来たが、続けて「出柿崎。大半濱路。黒井クロイ中濱ナカハマ之間有河。西岸挿柱張大綱。渡者皆轉手而遣舟。號曰轉クリ舟。西岸立株張大綱。々々轉手遣舟忙。便於用楫誰資始。時有歸鴉笑俶装」とし、柿崎、黒井間が浜路であって、具体的な集落等の記載は無いのである。ただ、浜路とは言え、当時に於いてはそこが主要な北国街道（奥州街道）として存在していたとするならば、自然発生的に宿駅が発達していたとしても不思議ではない。『訂正 越後頸城郡誌稿 上巻』では、「犀浜通駅次奥州街道」として、春日新田駅（「当駅ハ新駅ニテ福嶋城下ノ時世ハ府内ニテ春日町ト云、高田築城ノ後此ニ新駅ヲ置タリ」）—黒井駅（「春日新田ヨリ一里。当駅モ寛治ノ古図ニナシ」）—潟町駅〔「黒井駅ヨリ一里二十九丁。当駅モ新駅ニシテ天和年間（1615～1624年）ニ置ク処ト伝タリ。寛治ノ古図ニ直江・荒浜・柿崎ト駅次アリ」〕—柿崎駅（「潟町ヨリ弍里七丁」）を挙げるが、何れも近世に入って整備が進んだとする。当路は、古代にあっては小路としての北陸道のルートに当たり、高田平野では越後国の10駅中、水門、佐味の2駅が記されるが、駅馬数は各5疋とされた。駅制自体は11世紀以降、急速に後退して行ったとされるので、当該2駅もその頃に駅子の負担過重や逃亡、駅家や駅馬の維持困難、駅馬に依る京進雑物の増大、更には災害（駅路や駅家の流出）等の理由で廃退したものと推測される。<sup>(74)</sup> 古代に整備された官道としての北陸道は、一旦廃絶していたと見られるのである。ただ、それは当地に人々の存在や生活の痕跡が全く無かったことを意味しない。例えば、旧三和村水科の飯田川右岸扇状地頂部にある水科古墳群は、<sup>(75)</sup> 後期古墳群であるが、約1ヘクタールの狭い場所に大小34基の古墳が群集している。小規模な石室からは副葬品が見付かっていないことよりも、支配階層の墳墓と言うよりも、寧ろ家族墓であったかもしれない。その直ぐ東方には宮口古墳群もあり、丘陵西縁と言ったある程度見通しの良い場所に於いて集落が形成された状況が古墳時代には既に出現していたのである。

さて、ここに興味深い事例がある。頸城郡（高田平野）にも古代以来、幾つかの荘園が設定されていたことが知られるが、それがあつた時点に於いて、突然として姿を消すのである。上記の地名より推測された荘園の存在であるが、従来、その消滅の理由は、当時の歴史的な社会背景や政治的な情勢よりの説明がなされて来た。根本原因は、荘園領主側が在地に於いて浮浪人等、労働力を確保できなくなったからであると説明されるのである。それらの荘園は、初期荘園タイプのものであり、何れも東大寺領の①石井荘（田積65町1段74歩）、②吉田荘（同20町9段98歩）、③真沼（田）荘（同26町160歩）の3か所、及び、西大寺領の④桜井荘である。<sup>(76)</sup> この他にも、同郡には佐味荘（柿崎川とその支流の吉川、大出口川流域に展開した荘園）があるが、当荘はその初出が「吾妻鏡」文治2年（1186）3月12日条所載に拘わる「乃貢未済庄々注文」に登場するもの<sup>(77)</sup> であるので除外した。①は天平勝宝5年（753）4月9日〔東大寺文書所収の大治5年（1130）3月13日付「東大寺諸庄文書并絵図目録」に同日付条里坪付等が存在〕以降の成立で、荘域は旧三和村神田字吉田付近とされる。大治3年の「東大寺荘園目録」に於いて、東大寺領荘園としては北陸道諸国唯一の「見存庄藪」としての記載がある。しかし、『日本歴史地名大系第15巻 新潟県の地名』の「石井庄」の項では、長徳4年（998）の「東大寺領諸国庄家田地目録案」（東南院文書）に於いては、当庄が真沼庄田、吉田庄田と共に「荒廢」したと記載されているが、天喜4年（1056）閏3月日付「東大寺政所下文案」（成簀堂所蔵文書）に於いて庄司兼算が永承7年（1052）に越後国へ下向したと記載することを以って、頸城郡内の東大寺三荘園の内、当庄のみがその後復興されたとする。②も天平勝宝5年の成立とされ、荘域は①と近接した旧三和村神田小字吉田付近であると推定され

ている。<sup>(78)</sup>長徳4年の「東大寺領諸国庄家田地目録案」(東南院文書)では、「吉田庄田十一町九段百八十歩」と記載され、天曆4年(950)11月20日付「東大寺封戸庄園并寺用雑物目録」(東南院文書)に記された「吉田庄田廿町九段九十八歩」よりも面積が半減しており、然も「已上、並荒廢」とあること、及びその後当荘が史料上に現れない事実を以って、廢絶したとされる。<sup>(79)</sup>③の初見は、延暦8年(789)の「複真沼庄国郡絵図」〔仁平3年(1153)東大寺諸莊園文書目録〕に於けるものである。莊域の具体的な比定地は不明であるが、高田平野の東部であるとされる。当荘も、先の長徳4年の「東大寺領諸国庄家田地目録案」(東南院文書)に「荒廢」と記載されていること、及び、これ以降に史料上からも姿を消す事実を以って、消滅したものと推測される。<sup>(80)</sup>④は初見が宝龜11年(780)12月25日付「西大寺資財流記帳」(国立公文書館所蔵)の「田藪山野図 七三卷」に「頸城郡桜井庄」と見えるものであるが、立荘は神護景雲3年(769)～宝龜11年の間のことであるとされる。<sup>(81)</sup>当荘に就いては、建久2年(1191)5月19日付「西大寺所領莊園注文」<sup>(80)</sup>に「越後国櫻井庄三千百五十七町九段二百六十四歩」と記載され、その広さに対する信憑性への疑念より比定地が定まっていないものの、旧板倉町南東部より柿崎に至る高田平野東山麓に展開していたとする推論もある。<sup>(81)</sup>同注文でも、既に当荘が「顛倒庄々」とされており、平安末に至る段階で荒廢したものと考えられるのである。

それでは、これらの頸城郡内に所在していた初期莊園が何れもほぼ同時期に廢退して行った理由は何であろうか。<sup>(82)</sup>東大寺領莊園は、越後国に所在していたものだけではなく、越前、越中国所在分をも含め、9世紀以降に於いては急速に没落して行く傾向を示していたとする。ただ、当該4莊園に関しては、『日本歴史地名大系第15巻 新潟県の地名』、『新潟県史』通史編1(原始・古代)が指摘する様に、その所在地である高田平野関川右岸沖積地という立地がその廢退に大きく関係した可能性がある。平成19年(2007)7月に新潟県上越市大字今泉字用言寺所在の用言寺(ようごんじ)遺跡の発掘調査報告書<sup>(83)</sup>が発表されたことに関しては既に記述を行なっている。<sup>(84)</sup>つまり、現在の新潟県上越市や同県妙高市付近に於いて、当該期に二つの大きな災害が発生していたということであった。①は永祚元年(989)に比定される(新潟)焼山<sup>(85)</sup>の噴火とそれに伴う火山灰の当地への降下である。これに先行すること今から凡そ4,500年前、隣接する妙高火山<sup>(86)</sup>も大噴火を起こし、この時に噴出したのが大田切川火山灰と大田切川火砕流であり、その後の土石流により用言寺遺跡は甚大な土石流災害を受けたとされる。この「用言寺土石流」は、巨大なエネルギーを以って高田平野の西側に迄達したとされている。又、永祚元年の噴火に於いても降灰があり、当該降灰による土石流の被害も、取り分け高田平野西部の関川等の河川に沿った地域、及び東部低湿地帯に於いて想定されるのである。<sup>(87)</sup>②の災害は、文献上に未だ現れていない謎の地震の存在である。同遺跡に於いては、地震に依って発生したと見られる「噴砂」の痕が認められている。地震の痕跡は、幅2～3cm、長さ2～3mの噴砂脈が現在の段丘崖とほぼ並行する方向で多数確認されたとする。噴砂の時期は、永祚元年の降灰以降であり、尚且つ13世紀以前であると推定されているが、その中でも13世紀により近い時期であろうという推測が成されているのである。当該遺跡に於いて確認されている噴砂出現の状況よりは、当該地震がかなり強く大きな規模であったとされるが、現在迄の処に於いては、何故かこれに相当する地震の記録は文献史料上には見当たらない。平安～鎌倉時代に該当する時期に発生していたこの地震のことが、何故記録に残されなかったのかは不明であるが、中世にかかろうとする当該期に於いて、この地域に人々の存在が殆ど無かったとす

るのには少し無理があろう。又、災害の状況を記録する余裕も無い程凄まじい災害であったと考えることもできるが、それも少し説得力に欠ける。やはり、文字認知の進捗過程をも加味しながら、この問題への追究に当たる必要がある。段丘上には、12世紀の後半より集落が形成されていたとするが、地震当時もそこで人々が居住していたとするならば、彼らにも甚大な被害が発生していた可能性もあるが、若しかしたら地震以後にその集落は新たに形成されたのかもしれない。何れにせよ、高田平野に於いて、火山や地震によると見られる災害が発生していたことは、当該地域が中世以降、新潟県域の中心的な役割を果たしてゆく中



写真：上越市下荒浜地区（筆者撮影。この辺りは元々の海岸砂丘上にあった陸地であったとされるが、周辺環境よりも稲作の展開には困難を伴ったのであろう）

で、地域の不安定な要素として付加されたと見ることもできる。少なく共、上記荘園①③④の廃絶理由に就いては、①の災害に依る影響が極めて大きく関係していたと見て、先ず間違いはないであろう。④に関しては、②の災害に依る影響や関わりを想定せざるを得ない。②は元々、①②発生以前より衰退傾向があったが、廃絶の直接的な起因が②であった可能性を排除することが出来ない。②は田地自体の棄損を伴うが、①も降灰量の増大に依っては、耕作が物理的に不可能になる他、耕作者の生活自体が成立しなくなっていたことも推測されるのである。

## おわりに

以上、今回は具体的な素材として、数か所の事例を取り上げ、取り分け**宗教施設**、**地名**の2点を指標として、本稿の課題「**災害対処の文化史**」の究明に当たって来た。文化論的に見れば、例えば格言に於いて「地震のある前には魚が浮き上がる」、「鯰が騒ぐと地震がある」、「鯰が動くと地震」、「鯰の髭に水泡が生ずるときは地震近し」、「鯰が水面に浮かぶと地震あり」、「地の下で大鯰が動くと地震が起こる」（随筆榊巷談苑）、「地震は鯰の寝返り（床は返り）」（宇都宮の俚諺）、「津波が来る前には蟹が盛んに移動する」、「蟹陸へ多く上がるは津波の兆」<sup>(88)</sup>等の如く、生物の動向を基にして日本語の中に残されて来た震災や津波に関する諺も多い。これらも、子供にも分かり易い表現法を取っていることから、一種の文字情報以外の口頭に於ける災害情報の伝達手法であるとも言うことができる。

本稿では、取り分け過去に発生していた震災対応の面より、宗教施設と現在に残されている地名を手掛かりとしてその文化論としての検証を試みて来た。先ず、宗教施設であるが、仙台市若林区内に所在する浪分神社に於ける事例や浪切不動尊、波除神社と言った神社や仏教寺院を具体的素材として検証を試みた。浪分神社も浪切不動尊も、それらの設置の契機となっていたのが、多くの場合には津波を主体とした水に拘わる災害であったことを先ず確認した。それは本稿でも重要な指標

として提示した文字認知、識字率の高低とは、又、別の次元に於ける問題としてあり、それらの施設は、後世の人々の為に残された広報、宣伝の為の可視的な表現方法、装置としての機能を有していたことが推測されたのであった。特に浪切不動尊は、その起源が空海の唐より日本への帰朝時に於けるエピソードに遡ることが出来、浪切不動尊は主として沿岸部に散在してはいるものの、それらの根本は高野山に求められ、それは又、密教に於ける代表的な忿怒尊である不動明王が大日如来の教令輪身を表現する使者、又はその内証を表現したものであるとされていることに依拠しながら展開したのであった。取り分け、可視的広報手段、つまり「像」、この場合にあっては浪切不動型不動明王像であるが、これは空海の入唐に関わる高野山南院所蔵の立像が知られ、それは剣をかざす立像であって、波を斬るような像容であることよりその名が付された。これが震災（津波）対応の精神的な支柱として転用されたのである。浪切不動尊に纏わる浪分け、浪切りの信仰は、不動明王を本尊として修された不動法、就中、不動護摩を用いた修法を行なうことに依って津波災害を克服する効験を得ようとしたものであろう。不動明王と不動法と言う津波克服手段が、空海個人の法力に対する信仰を背景として、かつての被災地でもある沿岸部に受容され、拡散して行った現象は、やはり同時期の最澄に於ける「山家学生式」に見られる彼の「兼令不盜賊酒女等。住持弘法。守護国家」と言う文を根拠として、女人禁制（結界）が拡散して行ったとされる現象と本質的には重なる部分もあろう。

そして仙台市の浪分神社や築地の波除神社の場合には、その起源が稲荷信仰に求められる点で、こちらの方は神社形式で継承されて来たものと考えられるのである。両社共にその起源が稲荷信仰、稲荷神である点をどの様に解釈したら良いのであろうか。稲荷神自体は元来、山城国葛野郡を本拠地とした新羅国よりの渡来系氏族秦氏の氏神であって、穀物、農業の神として存在しており、現在では京都南部の伏見稲荷大社を総本社として広く産業、事業を守護する一般的な神として信仰されている。「はた」とは古代朝鮮語に於ける「海」の語義であったとする。そうであればこそ、稲荷信仰が海を起源とした秦氏の進展と共に日本の沿岸部へと浸透して行った理由に就いては理解が及ぶとしたのである。取り分け倭国に於いては地震や津波に依る沿岸被害が多かったことより、沿岸部を中心として開拓の為の安全上の指標として稲荷信仰が稲荷社と言う形式を取りながら拡散して行った可能性もあるであろう。

本稿に於けるもう一つの検証項目であった地名に関して、「荒浜」の地名を手掛かりとして宮城県沿岸部の3か所と、新潟県沿岸部に於ける2か所に就いて検討を行なった。前者に於いては、「在家」等の様な中世由来の地名分布が、津波浸水線とほぼ合致していたことを確認した上で、八大龍王、鹿嶋神、熊野神社と言った信仰の存在が、水や地震鎮め、（被災よりの）復活との関連の中で維持され、推移して来たのではないかと推測した。又、新潟県所在の2か所の荒浜に関しては、当地ならではの地形上の理由を指摘した。つまり、沿岸部地形が潟湖等の存在に見られた様に、現在とは大きく異なっていた上に、更に高田平野に於いては新潟焼山や妙高火山の噴火に依る影響をも被っていたことを指摘したものの、本稿のテーマでもある震災の痕跡、又、それへの対応の文化論的検証に関しては不明なままに終わった。これを今後に於ける課題として提起するものの、不明であることの意味する処は、「荒浜」という地名が震災とは無関係なところで経過をして来たと言う、一つの証拠ではあるかもしれないのである。

## 註

- (1) 丸善株式会社、2011年11月。
- (2) ①小林健彦「災害の発生とそれへの人々の対処に関する文化史～古代新潟県域に於ける事例の検出と人々の災害観～」、②同「日本古代に於ける災害対処の文化史～新潟県域に於ける事例の検出と人々の災害観を中心として～」〔二編共『新潟産業大学人文学部紀要』（新潟産業大学東アジア経済文化研究所）第19号所収、1～43頁、2008年3月〕参照。尚、上記の二編は『日本史学年次別論文集 古代（一）』2008（平成20）年版（朋文出版、2010年5月、436～458頁）にも収録される。又、③同「日本の中世前半期に於ける災害対処の文化史～新潟県域に於ける事例の検出と人々の災害観を中心として～」〔『新潟産業大学人文学部紀要』第21号所収、57～68頁、2010年3月〕、④同「日本の中世後半期に於ける災害対処の文化史～新潟県域に於ける事例の検出と人々の災害観を中心として～」〔『新潟産業大学経済学部紀要』（新潟産業大学東アジア経済文化研究所）第38号所収、57～74頁、2010年6月〕、⑤同「日本の戦国期に於ける災害対処の文化史～事例の検出と人々の災害観を中心として～」〔『駒沢史学』（駒沢史学会）第76号所収、1～17頁、2011年3月〕、⑥同「新潟県域に於ける謎の災害～古代から中世にかけて発生した巨大地震とその被害～」〔『新潟産業大学経済学部紀要』第39号所収、45～60頁、2011年6月〕、⑦同「古代日本語に記録された自然災害情報～『日本書紀』に見る災害用語運用と災害対処の文化論～」〔『拓殖大学日本語紀要』（拓殖大学国際部）第22号所収、49～59頁、2012年3月〕、⑧同「北陸、新潟県域の戦国期に於ける災害対処の文化史～事例の検出と人々の災害観を中心として～」〔『新潟産業大学経済学部紀要』第40号所収、79～98頁、2012年7月〕、⑨同「慶長年間に於ける謎の災害～文化論としての震災への対処～」〔『新潟産業大学経済学部紀要』第41号所収、17～40頁、2013年2月〕⑩同「古代日本語に記録された地震災害情報～『日本書紀』に見る用語運用と災害対処の文化論～」〔『拓殖大学日本語紀要』第23号所収、13～28頁、2013年3月〕、等参照。
- (3) 同氏に依れば、年代の判明している遺構や遺物を用いて地震痕跡の年代を特定し、地震の歴史を研究する地震考古学は1988年に誕生したとする。同氏「地震考古学と二世紀の大地震」〔『東京消防』（〈一財〉東京消防協会）第92巻9号所収、16～20頁、2013年9月〕参照。
- (4) 宮城県は、「震災遺構に対する宮城県の基本的考え方について」の中で、国の復興推進委員会に於ける中間報告（平成24年9月28日）で「災害の記録と伝承の重要性」が訴えられたことを受けて、基本的方針を示した。それに依れば、(1)震災遺構の保存については、所在市町の財政負担が伴うことや町作りの視点から、住民の意向が重要であり、市町の責任において十分議論を尽くした上で、それらの保存と活用方法を決定することが前提となる、(2)震災遺構の保存、維持に関しては国に支援を要望しているものの、継続的な財政支援の見通しが無いことから、市町が将来に渡って維持管理可能な施設が保存の対象となる、(3)現地での保存の目安としては、①人命を守った構築物、②防災上の反省を後世に伝えるべき構築物、③後世に伝承すべきメッセージ性がある構築物、④活用方針が決定している構築物（防災教育の拠点等）、⑤安全性を確保する為、市町が修繕、補修可能な構築物、⑥市町が将来にわたって維持管理を行うことが可能な構築物、⑦復興や町作りに支障を来さない構築物、とし、実際の保存条件として提示するのは、①から③の何れかの構築物で、④から⑦の全てを満たす構築物、としている。更に、保存方法として示したのが、①完全な形で現地保存、②移築した上での保存、③遺構の一部をメモリアルとして復興祈念公園等で保存、④解体するが記録として保存し、アーカイブで伝える、の4つの手法である。これに宮城県が如何なる形で関与するのかに就いては、①住民の合意形成や震災遺構の保存に関する基礎調査等については、「市町村振興総合補助金」の交付に依る支援を行なう、②保存を決定した震災遺構に就いては、遺構間ネットワークを形成し、防災学習やフィールド体験学習等の面で必要な支援を行なう。又、国に整備を要望している震災津波博物館が実現した段階で、博物館に於ける展示機能や防災啓発機能等との更なる連携を強化して行く、④市町が復興祈念公園を整備する中で震災遺構を保存する場合には、保存に要する費用（維持管理費を除外）を復興交付金で対応できるよう、国に要望すると共に、保存計画の作成に対しても支援を行なう、としている。

又、「中国新聞」（中国新聞社）平成25年（2013）8月5日付記事に依れば、宮城県気仙沼市の菅原茂市長は同日、東日本大震災の津波で内陸に打ち上げられ、市が震災遺構とすることを目指していた大型漁船「第18共徳丸」の保存を断念すると表明した。同市は同7月に同市内の全世帯に対して同船の保存の賛否を問うアンケート調査を実施し、約1万4千通の回答を得た。それに依ると、「保存の必要はない」との回答が68.3%、「保存が望ましい」は16.2%、「船体の一部や代替物で保存」は15.5%であった。尚、「新潟日報」（新潟日报社）平成25年（2013）9月10日付朝刊、32頁（社会）「打ち上げ漁船 解体開始 気仙沼 住民ら手合わせ見守る 東日本大震災 あす2年半」記事に依れば、新潟県中越地震（平成16年10月23日本震発生）の関係者等が、（中越地震に依って被災した新潟県長岡市山古志地域木籠集落所在の水没家屋等3ヶ所をメモリアルパークとして整備した実績を踏まえて）宮城県の学識者等と共に当該船の保存を呼びかけていた経緯を掲載する。

更に、東日本大震災に拘わる津波で、児童、教職員84人が死亡、行方不明となっている宮城県石巻市立大川小学校に於ける事例では、第三者に依る事故検証委員会の調査も継続されており、「51分間の空白」を巡る検証作業が続く中で、同校校舎の取り扱いに就いては未だ議論する段階には至っていないとしている。石巻市の北方に所在する同南三陸町の防災庁舎では、同津波に依って同町職員等42人が犠牲となっているが、それに就いて、佐藤仁町長は正式に保存の断念を表明し、2013年内には撤去作業を終了すると説明した。同町防災庁舎保存断念の理由は、国に依る保存方針や、財政的措置の方針未決定を受けてのものであった。就中、維持する為の経費負担が町単独では

支え切れない面が大きいとする〔「新潟日報」平成25年10月5日付朝刊、325頁（オピニオン、歩く）、「津波の記憶刻む震災遺構 石巻・大川小 心に傷 保存議論まだ先 今も続く避難遅れ検証」、「南三陸・防災庁舎 費用ネック、年内撤去」記事参照〕。感情的、心情的、心理的、实际的、物理的な、様々な側面より、震災遺構保存を巡る議論は必ずしも進んではいないが、次の災害を控えているという観点よりは、早期の問題解決が迫られていることに変わりはないのである。

そうした中であっても、岩手県大船渡市に於ける事例は注目される。それは、同所の「さいとう製菓」専務の齊藤賢治氏等が中心となって、一般社団法人「大船渡津波博物館」が設立され、さいとう製菓ホール内に「大船渡津波伝承館」が2013年3月11日に仮オープンしたことである。これ自体が震災遺構ではないものの、展示施設のみならず、「震災遺構を語り部と歩く」の体験プログラムでは、津波によって壊滅の被害を被った旧さいとう製菓本社や、津波襲来時の時刻のままで止まっている時計台等の震災遺構を追体験の素材として用いながら、次回（震災）への備えとする、と言う点は震災遺構の保存議論を一步進めた形のものであろう。齊藤氏に依る当該施設設立の契機が、東日本大震災発生に際して、40パーセントの人々が避難せず、然も避難後に帰宅した人が5.9パーセント存在したという事実であったことは、震災遺構を利用した災害教育の重要性を際立たせるものである。尚、「市民有志が運営 大船渡津波伝承館仮オープン」〔『季刊 観光とまちづくり』（公益社団法人 日本観光振興協会）通巻511号所収、038～039頁、2013年5月〕参照。

- (5) 註(2)―②稿参照。
- (6) 国土交通省気象庁発表に基づく。
- (7) 『国史大辞典』（吉川弘文館）の「地震」の項、及び同別表2「日本のおもな被害地震」に依る。又、佐竹健治、宍倉正典、澤井祐紀、岡村行信、行谷佑一氏「西暦869年の貞観地震・津波について」（独立行政法人 産業技術総合研究所 活断層・地震研究センター）に依れば、津波堆積物調査から、繰り返し間隔（450～800年程度）、最新活動時期（869年）、経過率（1.43～2.54）と評価する。
- (8) 『国史大辞典』の「三陸津波」の項参照。
- (9) 以下、『角川日本地名大辞典 4 宮城県』（株式会社角川書店、1979年12月）の「霞目〈仙台市〉」、「〔近世〕霞目村」、「〔近代〕霞目」の項参照。
- (10) 更新版、菊地勝之助氏著、宝文堂出版販売、1972年6月。
- (11) 田邊希文氏撰、仙臺叢書出版協會、1893年7月、に依る。
- (12) 若林区霞目町内会「浪分神社の由来」（2011年8月）参照。
- (13) 『国史大辞典』の「鸕鷀草葺不合尊」の項参照。
- (14) 『国史大辞典』の「宇賀神信仰」の項参照。
- (15) 仙台市「若林区 神社めぐり「七郷界限」」参照。
- (16) 『国史大辞典』の「湯殿山神社」、「出羽三山」、「出羽神社」の項参照。
- (17) 太宰幸子氏『地名は知っていた〈上〉 気仙沼～塩竈 津波被災地を歩く』（河北選書、河北新報出版センター、2012年12月）の「沼尻 水に沈んだ浪切不動尊」（159～162頁）参照。
- (18) 社団法人 仙台市防災安全協会編『セフテイ 臨時号 東日本大震災』2011年9月、「3. 慶長三陸地震・津波」（17～19頁）参照。
- (19) 『国史大辞典』の「不動法」、「不動明王」の項参照。
- (20) 山形県酒田市升田字大森地内にある「玉簾（たますだれ）の滝」は海岸より遠く離れた山中にあり、大同3年（808）に空海が神の啓示に依って日向川を溯り発見し、名付けたとされる落差63メートル、幅5メートルの滝であり、修験道の道場でもあった。滝裏の断崖中腹にある岩窟には神座があるとされ、空海が**大日大聖不動明王**の石像を祀ったと言う。滝が神座を隠す御簾の役割を果たして居るので、玉簾の名が付いたと言う。滝を背にして御嶽神社があり、これも滝の守護神として空海が祀ったという言い伝えもある。
- (21) 宮坂宥勝氏編『不動信仰事典』神仏信仰事典シリーズ9（戎光祥出版）2006年9月、「空海」の項（73～75頁）参照。
- (22) 国史大系本『日本書紀 後篇』（株式会社 吉川弘文館）1990年12月、に依る。
- (23) 『角川日本史辞典』第二版（株式会社 角川書店）1994年11月、「秦氏」の項参照。
- (24) 修訂第二版第二刷、大修館書店。
- (25) 『国史大辞典』の「貞山堀」の項参照。
- (26) 宮城県、1962年12月。
- (27) 『角川日本地名大辞典 4 宮城県』の「〔近世〕荒浜」の項参照。
- (28) 『角川日本史辞典』第二版の「新田開発」、「新田検地」の項参照。
- (29) 『国史大辞典』の「新田開発」、「新田検地条目」、「新田地代金」の項参照。
- (30) 『国史大辞典』の「新田開発」の項所収に依る「新田高の地域別増加率図」参照。
- (31) 『大漢和辞典』（修訂第二版第二刷、大修館書店）の「冢（チヨウ、チュ）」の項に依れば、①つか、高大な墓、②盛り上がった丘、③いただき、④社、⑤大きい、⑥長子、嫡、等の語義を塚（冢）字に当てる。
- (32) 同氏『地名は知っていた〈下〉 七ヶ浜～山元 津波被災地を歩く』河北選書、河北新報出版センター、2012年

- 12月、に依る。
- 33 『国史大辞典』の「竜王」の項参照。
- 34 荒浜地内の寺院跡地には1940年の海難横死者の慰霊碑が存在するという。太宰幸子氏前掲書74頁参照。
- 35 以下、『角川日本地名大辞典 4 宮城県』の「亶理郡 亶理町」の項参照。
- 36 『国史大辞典』の「在家」の項参照。
- 37 『角川日本地名大辞典 4 宮城県』の「荒浜〈亶理町〉」の項参照。
- 38 国史大系本(第26巻)『延暦交替式 貞観交替式 延喜交替式 弘仁式 延喜式』(株式会社 吉川弘文館)2000年11月、に依る。
- 39 「封内風土記 卷之一 府城」では、「鹿島香取神社。在城北光明寺中。不詳何時勧請」とあって、仙台城の北、光明寺の中にも鹿島香取神社があったことを示す。
- 40 『国史大辞典』の「鹿島神宮」、「鹿島大神」、「鹿島信仰」、「香取神宮」の項参照。
- 41 国史大系本『日本書紀 前篇』(株式会社 吉川弘文館)1992年4月、に依る。
- 42 三重県伊賀市所在の大村神社では現在でも要石を祀り、鯨を象った石に水をかけて鎮める信仰や、鯨を模した紙製の置物を奉納する信仰も存在する。又、18世紀初頭に成立した辞書である「書言字考節用集」では琵琶湖に浮かぶ竹生島にも要石があるとしている。



写真：三重県伊賀市の大村神社〔筆者撮影。内陸の神社であるが、近辺の三重県名張市下比奈知には、延喜式内社「名居神社(ないじんじゃ)」という名称の神社があり、当社由緒に依れば、推古天皇7年(599)4月27日発生の「地動」に際して、朝廷は四方に「地震神」を祭ったが、伊賀国では当社がそれに該当し、地震を意味した「ない」の神社として創建されたとする〕

- 43 以下、『国史大辞典』の「熊野」、「熊野三山」、「熊野那智大社」、「熊野速玉大社」、「熊野本宮大社」の項、及び『神道史大辞典』(株式会社 吉川弘文館、2004年7月)の「熊野信仰」、「熊野那智大社」、「熊野の本地」、「熊野速玉大社」、「熊野本宮大社」の項参照。
- 44 『国史大辞典』の「熊野信仰」(同氏執筆)の項参照。
- 45 『国史大辞典』の「熊野の本地」の項参照。
- 46 株式会社平凡社、1986年7月。
- 47 株式会社角川書店、1989年10月。
- 48 『新潟県大百科事典〈上巻〉』(新潟日報事業社)1977年1月、の「三階節」の項(近藤忠造氏執筆)に依れば、寛政11年(1799)の「越後だより」に「三賀ぶし」、天保9年(1838)の「越志風俗部歌曲」には「柏崎盆をどりさんがへふし」と記載される如く、古くは盆踊り唄として広く歌われていたものが、後に三味線の伴奏を伴って花柳界で歌われる様になったものであるとする。何れにしても、現状では近世以前には遡ることが出来ない。
- 49 小林健彦「柏崎の災害～昔といま、そしてこれから～」[『柏崎市民文化誌 風のいろ』(柏崎文化協会)第5号所収、38～41頁、2012年2月]、同「柏崎、刈羽地域の災害史について考える～昔と今、そしてこれから～」[『柏崎 刈羽』(柏崎刈羽郷土史研究会)第39号所収、24～30頁、2012年4月]参照。
- 50 同市史編さん委員会、1990年3月。
- 51 ボーリング調査(柱状図)等に依る地盤の固さを表わす指標であり、地盤調査を実施することでその値を知ることが出来る。N値の値が大きい程固くて良い地盤であり、その反対に値が小さいと軟弱で悪い地盤ということになる。
- 52 『柏崎市史 上巻』530～531、619～639頁参照。
- 53 日本古典文学大系37『義経記』(株式会社 岩波書店)1959年5月、に依る。
- 54 小林健彦「『吾妻鏡』に見る高麗国と越後国～高麗船漂着に見る国家間関係と中世越後国の沿岸部～」(『柏崎 刈羽』第40号所収、163～198頁、2013年4月)。
- 55 『続群書類従・第十二輯下 文筆部』(続群書類従完成会)1989年10月、に依る。
- 56 『日本歴史地名大系第15巻 新潟県の地名』の「荒浜村」の項に依る。
- 57 『新潟県史』(新潟県)資料編4 中世二 文書編Ⅱ、1983年3月、所収、1630号。
- 58 『日本歴史地名大系第15巻 新潟県の地名』の「椎谷町」の項参照。
- 59 『日本歴史地名大系第15巻 新潟県の地名』の「大湊遺跡」の項参照。

- 60 『史籍集覽』近藤瓶城氏、1881年9月、に依る。
- 61 同氏『戦国時代の宮廷生活』（続群書類従完成会、八木書店）2004年1月、99頁参照。
- 62 小林健彦「柏崎の災害～昔といま、そしてこれから～」(『柏崎市民文化誌 風のいろ』第5号所収、38～41頁、2012年2月)参照。
- 63 「柏崎日報」(柏崎日报社)第32984号、2013年10月10日付記事「平安時代の水田跡を確認 宝田遺跡 現地説明会に82人」参照。
- 64 以下、『日本歴史地名大系第15巻 新潟県の地名』の「荒浜村」の項参照。
- 65 『角川日本地名大辞典 15 新潟県』の「〔近世〕荒浜村」の項参照。
- 66 註(2)―②、⑥稿参照。
- 67 新潟県に於ける縄文期遺跡、及び、古墳の分布に関しては、『新潟県史』(新潟県)通史編1 原始・古代、1986年3月、80頁(図35:縄文草創期遺跡分布図)、101頁(図51:撚糸文土器、押型文土器と貝殻・沈線文土器の分布)、108頁(図55:縄文前期主要遺跡分布図)、152頁(図81:縄文後期主要遺跡分布図)、170頁(図92:縄文晩期主要遺跡分布図)、及び、272頁(図149:県内の古墳分布図)参照。
- 68 日本第四紀学会講演要旨集第33号所収、110～111頁、2003年8月。
- 69 『新潟県史』通史編1 原始・古代、18～20頁(序章:自然環境・第2節:沖積平野と砂丘の時代)、に依れば、高田層(高田面を形成している堆積物)の堆積した水域は、珪藻化石の分析結果より、後背地よりの陸水が卓越した不安定で、尚且つ流動的な河川、湖沼地帯であったものとし、柿崎川河口付近に於けるボーリング資料の分析に依って汽水生種に拘わる珪藻も確認されていることから、同川河口付近では、縄文海進時に海水が僅かながらも流入して汽水域を形成していたと推測をする。
- 70 越後頸城郡誌稿刊行会編、豊島書房、1969年10月。
- 71 『日本歴史地名大系第15巻 新潟県の地名』の「上荒浜村」、「下荒浜村」の項参照。
- 72 明治大学刑事博物館所蔵。
- 73 『角川日本地名大辞典 15 新潟県』の「荒浜新田〈上越市〉」の項に依ると、潟町砂丘(犀浜砂丘)上にあり下荒浜村の内陸寄りに所在したとする。石高は「天和高帳」(天和年間、1681～1684年)では93石余、「天保郷帳」では高209石7斗余と開発が拡大しているものの、「大澁、中谷内、大潟四度御竿入高帳」(頸城村大島家文書)では荒地田跡7反余、古堤2か所7反余を登載し、無民戸とされている。荒浜新田の方は、新田開発が成功せず、放棄された田も存在していたらしく、余り耕作条件は良くなかったことが窺われる。
- 74 『国史大辞典』の「駅制」の項参照。
- 75 『日本歴史地名大系第15巻 新潟県の地名』の「水科古墳群」の項参照。
- 76 『新潟県史』通史編1 原始・古代、第5章:律令制下の越後・佐渡国、第6節:初期荘園の成立と推移、517頁(表26)参照。以下、東大寺領頸城郡三荘、桜井荘に関しては、同書参照。
- 77 『日本歴史地名大系第15巻 新潟県の地名』の「佐味庄」の項参照。
- 78 『日本歴史地名大系第15巻 新潟県の地名』の「吉田庄」の項参照。
- 79 『日本歴史地名大系第15巻 新潟県の地名』の「桜井庄」の項参照。
- 80 『新潟県史』(新潟県)資料編5 中世三 文書編Ⅲ、1984年3月、所収、4274号。
- 81 平野団三氏「上越後荘園の研究」〔『越佐研究』(新潟県人文研究会)〕第26号所収。
- 82 以下、註(2)―⑥稿の文を引用し再編修して掲載したことを明示しておく。
- 83 『北陸新幹線関係発掘調査報告書Ⅶ 用言寺遺跡Ⅱ』〔(新潟県埋蔵文化財調査報告書 第183集)新潟県教育委員会・財団法人 新潟県埋蔵文化財調査事業団〕2007年7月、参照。
- 84 註(2)―②、⑥稿参照。
- 85 (新潟)焼山火山は、第1期の活動(約3,000年前)では、火山灰放出、火砕流と溶岩流の流出、第2期の活動(約1,000年前、最大規模の活動)では、日本海に迄達する火砕流の流出、長さ6.5キロメートルの溶岩の流出、第3期の活動(約650年前)では、火山灰放出、日本海迄1.5キロメートルの地点に迄達する火砕流の流出、第4期の活動(1773年に開始)では、爆発的噴火、小規模火砕流の流出、そして19世紀の中頃には、大量の硫黄噴出、20世紀に入っても小規模な水蒸気爆発が発生している。尚、『日本活火山総覧 第3版』(気象庁)2005年3月、参照。
- 86 妙高山は、約20,000年前より現在の山頂部に見られるカルデラ形成が開始され、約8,000年前には山体崩壊による田口岩屑なだれ(上部)が発生し、約5,300年前と約4,200年前には赤倉火砕流と大田切川火砕流の流出があり、山麓に迄達したとされている。そして、約3,000年前には水蒸気爆発が発生している。又、カルデラ内には小規模な爆裂火口があって、これらの活動時期は約3,000年前以降の可能性も指摘されている。尚、『日本活火山総覧 第3版』参照。
- 87 平成18年(2007)7月に発生した新潟県中越沖地震後に於いて、震源地に近い日本海の出雲崎沖の海底約75～100メートルの地点で大量に見つかった縄文時代の古木は、妙高山の噴火を起源とする可能性が極めて高いことが判明している。これは、古木に付着していた、噴火後急速に冷却されることに依って生成される火山ガラスと、鉱物である角閃(せん)石の化学組成とが、妙高山の火山灰成分と一致した為である。古木の樹種は、標高200～

1,500メートル位の溪谷や河川の周辺部に生育していたトチノキ、ヤチダモといったものが多く、年代は約2,300年前～約8,650年前とされていたが、中には一個体が52,000年以上前の氷河期時代のものであることが判明している。中田誠、卜部厚志氏は、妙高山の火砕流やその後の土石流等に依って、森林が崩壊して堆積し、それらの堆積物が度重なる自然現象により、途中で巻き込まれた関川流域の樹木や堆積物と共に、上越市付近の河口より日本海に押し流されて行った可能性が高いと指摘する。当地に於ける沿岸流（対馬暖流）は東進することより、これらは出雲崎方面へ流されて行ったものであろう。尚、「新潟日報」2008年7月8日付朝刊、26頁（社会）、「出雲崎沖で発見 縄文古木 妙高山が起源 新大研究 火山灰の成分一致」記事参照。又、註(2)―①稿の3頁参照。更に、『訂正 越後頸城郡誌稿 上巻』（260頁）によれば、永祿元年に「大地震・大洪水アツテ当郡海涌山崩アリト口碑ニ伝タリ」とあって、当該（新潟）焼山の噴火とそれに伴う火山灰の降下、そしてこの降灰に依る土石流の被害が（実際に）高田平野西部の関川に沿った地域で発生していたことが口碑からも或る程度は窺うことが出来るかもしれない。

⑧ 二階堂清風氏編著『釣りと魚のことわざ辞典』（株式会社 東京堂出版）1998年7月、参照。

## 参考文献表

⑨ 当該表は著者名（辞典、事典、史料、新聞、地図等の場合は発行所）の50音順に依り配列してある。尚、複数の巻がある辞典の場合はその発行年を省略した。

- 卯田強、工藤力氏「新潟県高田平野の微地形と遺跡分布」（日本第四紀学会講演要旨集第33号所収、2003年8月）
- 越後頸城郡誌稿刊行会編『訂正 越後頸城郡誌稿 上巻』豊島書房、1969年10月
- 奥野高廣氏『戦国時代の宮廷生活』続群書類従完成会・八木書店、2004年1月
- 「柏崎日報」柏崎日報社
- 日本古典文学大系37『義経記』株式会社 岩波書店、1959年5月
- 『角川日本史辞典』第二版、株式会社 角川書店、1994年11月
- 『角川日本地名大辞典 15 新潟県』株式会社 角川書店、1989年10月
- 『角川日本地名大辞典 4 宮城県』株式会社 角川書店、1979年12月
- 『地震・火山の事典』勝又護氏編、株式会社 東京堂出版、1993年9月
- 二階堂清風氏編著『釣りと魚のことわざ辞典』株式会社 東京堂出版、1998年7月
- 『日本歴史地名大系 第15巻 新潟県の地名』株式会社平凡社、1986年7月
- 国史大系本（第26巻）『延暦交替式 貞観交替式 延喜交替式 弘仁式 延喜式』株式会社 吉川弘文館、2000年11月
- 『神道史大辞典』株式会社 吉川弘文館、2004年7月
- 国史大系本『日本書紀 後篇』株式会社 吉川弘文館、1990年12月
- 国史大系本『日本書紀 前篇』株式会社 吉川弘文館、1992年4月
- 菊地勝之助氏『宮城県地名考—地方誌の基礎研究』更新版、宝文堂出版販売、1972年6月
- 「市民有志が運営 大船渡津波伝承館仮オープン」（『季刊 観光とまちづくり』通巻511号所収、2013年5月）
- 『日本活火山総覧 第3版』気象庁、2005年3月
- 1：25,000地形図「石巻5号—4」（大須）国土地理院
- 1：25,000地形図「仙台3号—2」（仙台東南部）国土地理院
- 1：25,000地形図「仙台4号—2」（荒浜）国土地理院
- 1：25,000地形図「高田9号—4」（潟町）国土地理院
- 1：25,000地形図「長岡8号—4」（柏崎）国土地理院
- 1：25,000地形図「長岡8号—3」（宮川）国土地理院
- 『史籍集覽』近藤瓶城氏、1881年9月
- 寒川旭（さんがわあきら）氏「地震考古学と二一世紀の大地震」（『東京消防』第92巻9号所収、2013年9月）
- 『柏崎市史 上巻』市史編さん委員会、1990年3月
- 社団法人 仙台市防災安全協会編『セフティ 臨時号 東日本大震災』2011年9月
- 宮坂宥勝氏編『不動信仰事典』神仏信仰事典シリーズ9、戎光祥出版、2006年9月
- 『日本国語大辞典』第二版、小学館
- 仙台市「若林区 神社めぐり「七郷界隈」」
- 田邊希文氏撰『封内風土記』仙臺叢書出版協會、1893年7月
- 『続群書類従・第十二輯下 文筆部』続群書類従完成会、1989年10月
- 『大漢和辞典』修訂第二版第二刷、大修館書店
- 太宰幸子氏『地名は知っていた〈下〉セヶ浜～山元 津波被災地を歩く』河北選書、河北新報出版センター、2012年12月

- 太宰幸子氏『地名は知っていた〈上〉 気仙沼～塩竈 津波被災地を歩く』河北選書、河北新報出版センター、2012年12月
- 「中国新聞」中国新聞社
- 『新潟県史』新潟県、資料編5 中世三 文書編Ⅲ、1984年3月
- 『新潟県史』新潟県、資料編4 中世二 文書編Ⅱ、1983年3月
- 『北陸新幹線関係発掘調査報告書Ⅶ 用言寺遺跡Ⅱ』〔(新潟県埋蔵文化財調査報告書 第183集)新潟県教育委員会・財団法人 新潟県埋蔵文化財調査事業団〕2007年7月
- 「新潟日報」新潟日报社
- 『新潟県大百科事典 〈上巻〉』新潟日報事業社、1977年1月
- 平野団三氏「上越後荘園の研究」(『越佐研究』第26号所収)
- 『理科年表 平成24年 第85冊』丸善株式会社、2011年11月
- 宮城県「震災遺構に対する宮城県の基本的考え方について」
- 『宮城縣史 22 (災害)』宮城縣、1962年12月
- 『国史大辞典』吉川弘文館
- (仙台市)若林区霞目町内会「浪分神社の由来」2011年8月

***Namiwake* Logic avoiding a *Tsunami* as a Disaster  
— First Part : Dealing with Earthquake Disasters as  
a Cultural Theory**

Takehiko KOBAYASHI

2014年2月

新潟産業大学経済学部紀要 第43号別刷

BULLETIN OF NIIGATA SANGYO UNIVERSITY  
FACULTY OF ECONOMICS

No.43 February 2014